

第 6 4 回九都県市首脳会議

報 告 事 項

平成 2 5 年 1 1 月

目 次

I 検討状況の概要

1	首都圏問題についての検討状況の概要	1
2	廃棄物問題についての検討状況の概要	2
3	環境問題についての検討状況の概要	4
4	防災・危機管理対策についての検討状況の概要	10
5	首脳会議で提案された諸問題についての検討状況の概要	12

II 検討状況に係る資料

1	首都圏問題についての検討状況に係る資料	
(1)	平成25年業務核都市の育成整備等に関する要望について	15
(2)	プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について	17
(3)	首都圏内における首都中枢機能のバックアップ方策について	22
(4)	首都圏の防災力の強化に関する提言(案)	23
2	廃棄物問題についての検討状況に係る資料	
(1)	減量化・再資源化の促進について	25
(2)	適正処理の促進について	29
(3)	リサイクル関連法等に関する要望書(案)	31
(4)	廃棄物処理法等に関する制度の見直しについての要望書(案)	36
(5)	建設リサイクル法等に関する制度の見直しについての要望書(案)	44
3	環境問題についての検討状況に係る資料	
(1)	環境分野における国際協力(報告)	48
(2)	平成25年度節電及び地球温暖化防止キャンペーンの概要	49
(3)	地球温暖化の適応策に関する調査研究の概要	52
(4)	平成25年度再生可能エネルギーの導入促進事業報告の概要	54
(5)	連携協力して行うディーゼル車対策について	56
(6)	東京湾環境一斉調査について	57
(7)	緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び 国の財政支援策の拡充等に関する要望について	58
4	防災・危機管理対策についての検討状況に係る資料	
(1)	首都圏における地震防災対策の充実強化等	62
(2)	首都圏における国民保護の推進等について	64
(3)	九都県市新型インフルエンザ対策検討部会の取組	66
5	首脳会議で提案された諸問題についての検討状況に係る資料	
(1)	女性の活躍による経済活性化検討会 検討概要	68
(2)	居所不明児童生徒対策研究会報告書(概要)	69
(3)	人口減少社会に対応した郊外部のまちづくり検討会 検討概要	73
(4)	子どもの笑顔を守る共同宣言推進検討会 検討概要	76
(5)	生活扶助基準の見直しに伴う他制度に生じる影響等についての報告	79

1 首都圏問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 首都圏の再生について</p> <p>国の大都市圏制度の見直し等の動向を把握するため、国との意見交換会を実施するとともに、情報の収集や共有を行った。</p> <p>2 業務核都市の育成整備等について</p> <p>(1) 国の大都市圏制度の見直し等の動向を把握するため、国との意見交換会を実施した。</p> <p>(2) 業務核都市の育成整備等について、総務大臣、財務大臣及び国土交通大臣に対し、本年8月6日に要望を行った。 その内容は、15 ページから 16 ページのとおりである。</p> <p>3 プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について</p> <p>九都県市プレジャーボート不法係留対策連絡協議会と連携し、プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について、農林水産大臣及び国土交通大臣に対し、本年8月9日に意見書を提出した。 その内容は、17 ページから 21 ページのとおりである。</p> <p>4 首都圏の防災力の強化について</p> <p>首都圏内における首都中枢機能のバックアップ方策について、検討を行った。 その概要は、22 ページのとおりである。 また、首都圏の防災力の強化について、国に対する提言文(案)を作成した。 その内容は、23 ページから 24 ページのとおりである。</p>	<p>1 首都圏の再生について</p> <p>国の大都市圏制度の見直し等の動向を注視しつつ、引き続き首都圏の再生に向け、国との意見交換会を行うなど、共同の取組を進める。</p> <p>2 業務核都市の育成整備等について</p> <p>国の大都市圏制度の見直し等の動向を注視しつつ、引き続き業務核都市の育成整備等に向け、情報収集に努めるなど、共同の取組を進める。</p> <p>3 プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について</p> <p>国の対応状況を踏まえ、引き続きプレジャーボートの不法係留の解消と船舶の航行安全対策の一層の推進に向け、情報収集に努めるなど、共同の取組を進める。</p> <p>4 首都圏の防災力の強化について</p> <p>国に対して、首都圏の防災力の強化に関する提言を実施する。 今後は、国等の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、必要に応じて意見表明を行う等、引き続き共同して対応していく。</p>

2 廃棄物問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 減量化・再資源化の促進について</p> <p>(1) 3R普及促進事業 リデュースの取組として、食品廃棄物の削減を図るため、外食産業事業者と連携し、普及啓発活動を行った。 その概要は、25ページのとおりである。</p> <p>(2) 容器包装発生抑制事業 「容器&包装ダイエット宣言」の認知度の向上や消費者に対する容器包装減量化商品の購入促進などを図るため、小売事業者等と連携し、店舗において容器包装を減量化した商品の紹介などの普及啓発活動を行った。 その概要は、26ページのとおりである。</p> <p>(3) リサイクル関連法等に関する要望 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、廃棄物処理法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。 その内容は、28ページのとおりである。</p>	<p>1 減量化・再資源化の促進について</p> <p>(1) 3R普及促進事業 九都県市域内において3Rが広く浸透し実施されるよう、効果的な普及啓発について、引き続き検討及び実施する。</p> <p>(2) 容器包装発生抑制事業 引き続き効果的な広報活動を行い、「容器&包装ダイエット宣言」の認知度向上、消費者に対する容器包装減量化商品の購入促進及び更なる宣言事業者の増加を図る。</p> <p>(3) リサイクル関連法等に関する要望 検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>2 適正処理の促進について</p> <p>(1) 電子マニフェスト普及促進事業 電子マニフェストの普及率、運用状況を調査し現状の把握に努めた。また、普及促進のため多量排出事業者等を対象とした説明会等を実施するとともに、啓発リーフレット及び九都県市廃棄物問題検討委員会ホームページ（リサイクルスクエア）による普及啓発を行うこととした。 その概要は、29 ページのとおりである。</p> <p>(2) 適正処理促進情報提供事業 九都県市間において廃棄物処理法の運用等に関する情報の共有化を図り、その内容をリサイクルスクエアに掲載することとした。 その概要は、29 ページのとおりである。</p> <p>(3) 収集運搬業許可事務の合理化検討事業 行政、事業者双方にとって収集運搬業許可事務の軽減につながる申請書類の共通化の検討を行い、一部について共通化が図られた。 その概要は、30 ページのとおりである。</p> <p>(4) 一斉路上調査 平成 25 年 10 月 17 日に「産廃スクラム 30」と共同して産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を行った。 その概要は、30 ページのとおりである。</p> <p>(5) 廃棄物制度の見直し等に関する要望 廃棄物処理法及び建設リサイクル法等の問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。 その内容は、30 ページのとおりである。</p>	<p>2 適正処理の促進について</p> <p>(1) 電子マニフェスト普及促進事業 引き続き産業廃棄物の適正処理を推進するため、電子マニフェストの運営事業者である公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターと連携して、あらゆる機会を通じて電子マニフェストの普及促進を図っていく。</p> <p>(2) 適正処理促進情報提供事業 引き続きリサイクルスクエアの利用促進や業界団体等と連携した適正処理に関する情報提供及び九都県市間の情報の共有化を図る。</p> <p>(3) 収集運搬業許可事務の合理化検討事業 共通化された許可申請書類を運用するなど、今後も収集運搬業許可事務の合理化を図っていく。</p> <p>(4) 一斉路上調査 引き続き「産廃スクラム 30」と共同して高速道路等で産業廃棄物収集運搬車両を対象とした調査を行う。</p> <p>(5) 廃棄物制度の見直し等に関する要望 検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。</p>

3 環境問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 地球環境の保全について</p> <p>(1) 環境分野における国際協力 環境分野における国際協力・途上国支援については、JICA横浜が企画する「青年研修事業」に参画し、8月～9月に研修員の受入れを実施した。 その概要は、48ページのとおりである。</p> <p>(2) 地球温暖化対策</p> <p>ア 普及啓発・調査研究等の取組</p> <p>(ア) 節電及び地球温暖化防止キャンペーン 九都県市が連携し、住民、事業者に対し、省エネ・節電の呼びかけを含めた、地球温暖化防止に向けた効果的な普及啓発活動を実施した。 その概要は、49ページから51ページのとおりである。</p> <p>(イ) 調査研究等の取組 広域的に取り組むべき地球温暖化対策に関する調査研究として、地球温暖化の適応策に関する調査研究を実施した。 その概要は、52ページから53ページのとおりである。</p>	<p>1 地球環境の保全について</p> <p>(1) 環境分野における国際協力 環境分野における国際協力・途上国支援について、引き続きJICA等関係機関と協議を進めていく。</p> <p>(2) 地球温暖化対策</p> <p>ア 普及啓発・調査研究等の取組</p> <p>(ア) 節電及び地球温暖化防止キャンペーン 引き続き九都県市が連携し、住民、事業者に対し、省エネ・節電行動を呼びかけ、地球温暖化防止に向けた効果的な普及啓発活動を展開する。</p> <p>(イ) 調査研究等の取組 広域的に取り組むべき地球温暖化対策に関する調査研究として、引き続き地球温暖化の適応策に関する調査研究を実施する。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>イ 再生可能エネルギーの導入促進 (太陽エネルギーの導入支援等)</p> <p>太陽エネルギーを中心に、再生可能エネルギーの導入促進に向けたセミナーを開催し、需要創出に向けた普及啓発を行った。</p> <p>また、身近に利用でき、かつエネルギー変換効率の高い熱エネルギーの有効利用について広く認識してもらうためのPR動画を作成した。</p> <p>この動画を各都県市及び趣旨に賛同する企業団体の放映媒体等において活用することにより、幅広い世代に対する普及啓発も行った。</p> <p>その概要は、54 ページから 55 ページのとおりである。</p>	<p>イ 再生可能エネルギーの導入促進 (太陽エネルギーの導入支援等)</p> <p>引き続き太陽エネルギーを中心に再生可能エネルギーの導入促進に向けたセミナーを開催し、需要創出に向けた普及啓発を行う。</p> <p>また、身近に利用でき、かつエネルギー変換効率の高い太陽熱やその他の再生可能エネルギーの有効利用について、効果的な広報手段により、更なる普及啓発を図る。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>2 大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策について</p> <p>(1) 自動車排出ガス対策</p> <p>ア 連携協力して行うディーゼル車対策 埼玉県、千葉県、東京都並びに神奈川県 の条例により平成 15 年 10 月から開始した運行規制については、九都県市の連携協力の下に取り組んでいる。さらに、平成 18 年 4 月 1 日から埼玉県と東京都で実施した二段階目の規制についても、広報活動等において協力している。</p> <p>条例の施行から 10 年の節目を迎えたことを機に、あらためてこれらの取組を広く周知するため、平成 25 年度は、10 月にリーフレット等を活用した啓発活動や路上検査等を実施した。</p> <p>また、ディーゼル車対策に係る情報の交換を行った。</p> <p>その概要は、56 ページのとおりである。</p> <p>イ エコドライブの普及 環境負荷低減につながるエコドライブの普及を図るため、関係機関と連携してエコドライブ講習会を実施するとともに、10 月にリーフレット等を活用した啓発活動を実施した。</p> <p>また、平成 24 年度に導入したエコドライブシミュレータを活用し、地域ごとに啓発活動を実施した。</p> <p>ウ 実効性ある流入車対策 九都県市内の大気環境基準の継続的、安定的な達成を図るため、荷主や運送事業者に対して、環境により良い自動車利用の推進への協力を呼びかけることとして、荷主等が取り組むべき事項をまとめたガイドラインの見直しを行い、地域ごとに活用する等の取組を行った。</p>	<p>2 大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策について</p> <p>(1) 自動車排出ガス対策</p> <p>ア 連携協力して行うディーゼル車対策 引き続き九都県市で連携しながらディーゼル車規制の効果的な取組を行うとともに、各都県市のディーゼル車対策に関する情報交換等を実施する。</p> <p>また、局地汚染対策等について情報交換を行い、国等の動向を踏まえて、必要に応じて国や関係団体に要請等を行う。</p> <p>今後も、ディーゼル車対策の広報活動及び路上検査等を実施する。</p> <p>また、11 月に東京で開催されるイベントに出展し、ディーゼル車対策の一層の徹底を図る。</p> <p>イ エコドライブの普及 各自治体の取組状況を踏まえ、連携できる効果的な取組を検討、実施する。</p> <p>また、11 月に東京で開催されるイベントに出展し、啓発活動を実施する。</p> <p>ウ 実効性ある流入車対策 今後も、実効性ある流入車対策として、環境により良い自動車の利用を推進するため、九都県市が策定したガイドラインを、地域ごとに活用するとともに、地域外へも働きかける等の取組を行っていく。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>エ 粒子状物質減少装置指定制度について 平成 25 年度は、装置の新規指定及び取消はなかった。 現在、D P F 21 社 39 型式、酸化触媒 13 社 33 型式を九都県市粒子状物質減少装置として指定している。</p> <p>(2) 指定低公害車の普及 ア 低公害車指定制度について 平成 25 年度は、指定指針に基づき 7 月に新たに 22 型式を指定した。これにより、1,574 型式が九都県市指定低公害車となった。</p> <p>イ 低公害車の普及啓発等について 九都県市指定低公害車の普及状況調査を実施し、現状把握に努めるとともに、なお一層の普及を進めるため、重量車を取扱うメーカーに対し、低公害車ステッカーの提供を行った。</p> <p>(3) その他 排出ガス低減性能の無効化機能を有する自動車への対応等に係る国やメーカーの動向について、情報共有を図った。</p>	<p>エ 粒子状物質減少装置指定制度について 今後も、「九都県市粒子状物質減少装置指定要綱」等を運用するとともに、装置装着対象車の現状把握、装置メーカーの開発・販売方針などの動向を踏まえつつ、申請状況に応じた適切な運用を行う。また、必要に応じて今後の指定のあり方について検討を行う。</p> <p>(2) 指定低公害車の普及 ア 低公害車指定制度について 低公害車の普及拡大を図るため、引き続き指定制度を運用する。</p> <p>イ 低公害車の普及啓発等について 引き続き低公害車の普及状況調査を実施するとともに、低公害車の効果的な普及啓発を進める。 また、11 月に東京で行われるイベントに出展し、九都県市指定低公害車の普及啓発を図る。</p> <p>(3) その他 排出ガス低減対策等に関する国の動向を注視しつつ、必要に応じて、使用過程車の排出ガスの検査等及び国や関係団体への要請等を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>3 東京湾の水質改善について</p> <p>(1) 富栄養化対策 湾岸及び流域住民の東京湾再生への関心の醸成を図るほか、東京湾とその流域における汚染状況の把握及び汚濁メカニズムを解明するため、国、自治体、大学・研究機関、企業及び市民団体等機関・団体が連携し、「東京湾環境一斉調査」を行うとともに、生物データの収集や関連イベントとして環境啓発活動を実施した。その概要は、57ページのとおりである。また、各都県市の水質改善に係る取組について情報交換を行った。</p> <p>(2) 東京湾底質改善対策 平成 24 年度における各都県市からの東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめた。</p>	<p>3 東京湾の水質改善について</p> <p>(1) 富栄養化対策 東京湾環境一斉調査を継続・発展させることで、湾岸及び流域住民の東京湾再生への関心を醸成するとともに、東京湾の汚染状況や汚濁メカニズムについて情報収集を行い、水質改善対策に関する検討を進める。 また、各都県市の水質改善に係る取組について情報交換を行う。</p> <p>(2) 東京湾底質改善対策 底質改善対策等の効果を検証するため、今後も各都県市からの東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめを行う。 また、取りまとめたデータを環境問題対策委員会ホームページに掲載するとともに、東京湾再生の取組等への活用を図る。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>4 緑の保全、創出施策について</p> <p>(1) 調査・検討 地域特性に即した多様な施策の充実を図る観点から、各都県市における緑の保全及び増加施策について調査・情報交換を行った。</p> <p>(2) 国への要望 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援策の拡充等について、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣及び環境大臣に対し、7月に要望を行った。 その内容は、58 ページから 61 ページのとおりである。</p> <p>(3) 普及啓発 各都県市の緑地面積の推移や緑地保全・緑化推進施策などの資料を「みどりの資料集」として取りまとめ、ホームページにて公表した。</p>	<p>4 緑の保全、創出施策について</p> <p>(1) 調査・検討 各都県市の事業改善や新たな事業実施につなげていくため、引き続き各都県市における緑の保全及び増加施策について、調査・情報交換を行う。</p> <p>(2) 国への要望 都市の緑地が持つ公益的機能を十分に活かし、自然と共生した快適な生活環境を確保していくため、引き続き国に対する要望を行う。</p> <p>(3) 普及啓発 各都県市の緑化政策への取組について、ホームページを活用して引き続き広く周知を行う。</p>

4 防災・危機管理対策についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 地震防災・危機管理対策について</p> <p>(1) 首都圏における「地震防災対策」及び「国民保護の推進」について、制度の検証や対策の検討を行い、国に対して提案活動を行った。 その内容は、62 ページから 65 ページのとおりである。</p> <p>(2) 九都県市域外への応援を想定し、相互応援協定及び実施細目の改正、さらにマニュアルの策定に向けた検討を行った。</p> <p>(3) 帰宅困難者対策として、新たな事業者と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの拡充を行った。</p> <p>(4) 内閣官房等が主催する国民保護制度に関するセミナーに参加し、テロや初動対応等に関する知見を深めた。</p> <p>(5) 関西広域連合広域防災局と災害時の広域連携のあり方について、意見交換会を実施した。</p>	<p>1 地震防災・危機管理対策について</p> <p>(1) 引き続き制度の検証や対策の検討を行い、防災・危機管理における課題について国に対して提案活動を行う。</p> <p>(2) 九都県市域外への応援を想定し、相互応援協定及び実施細目を改正し、マニュアルを策定する。</p> <p>(3) 災害時帰宅支援ステーションの機能性向上を図るため、事業者用ハンドブックの改訂や、事業者との意見交換会の実施等の取組を進める。</p> <p>(4) 国民保護制度の動向について情報収集を行いつつ、研修会等を通じて各都県市で抱える課題を整理する等の取組を進める。</p> <p>(5) 首都圏を越えた広域連携の実効性を高めるため、関西広域連合と災害時の相互応援協定を締結する。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>2 合同防災訓練等について</p> <p>(1) 合同防災訓練について 東日本大震災等の教訓や課題と、これまで実施した合同防災訓練の成果等を踏まえ、「第34回九都県市合同防災訓練実施大綱」に基づき、地域の特性を踏まえた訓練を平成25年9月1日及び防災週間等を考慮した適切な日に実施している。</p> <p>3 新型インフルエンザ等対策の広域的な取組について</p> <p>(1) 九都県市間で連携した新型インフルエンザ等対策の広域的な取組内容を検討した。</p> <p>(2) 防災・危機管理対策委員会のホームページに部会のページを設け、住民への部会活動の周知と、新型インフルエンザ等対策の啓発等を行った。</p>	<p>2 合同防災訓練等について</p> <p>(1) 合同防災訓練・図上訓練について 平成26年1月17日に第7回九都県市合同防災訓練・図上訓練を実施する。</p> <p>(2) 合同防災訓練について 平成26年に「第35回九都県市合同防災訓練」を相模原市を事務局として実施する。</p> <p>3 新型インフルエンザ等対策の広域的な取組について</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等の発生と流行に備えるため、九都県市間で連携した新型インフルエンザ等対策の広域的な取組内容について検討を行う。</p> <p>(2) 九都県市内自治体職員並びに医療従事者及びライフライン関係事業者等を対象とした研修会を開催し、知識の向上を図る。</p> <p>(3) 国の行動計画や政令等を検証し、必要に応じて国への要望活動を実施する。</p> <p>(4) 防災・危機管理対策委員会のホームページに設けた部会のページを介して、住民への部会活動の周知と、新型インフルエンザ等対策の啓発等を図る。</p> <p>(5) 新型インフルエンザ等対策行動計画やマニュアル等の作成及び指定地方公共機関の指定に向けた各自自治体での対応について、情報交換・共有を行う。</p>

5 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について</p> <p>首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報交換・意見交換を行った。</p> <p>また、千葉県から、東京湾アクアラインの料金引下げ社会実験の状況等を踏まえ、料金引下げの効果等について情報提供するとともに、意見交換を行った。</p> <p>2 首都圏の防災力の強化について(再掲)</p> <p>首都圏内における首都中枢機能のバックアップ方策について、検討を行った。</p> <p>その概要は、22ページのとおりである。</p> <p>また、首都圏の防災力の強化について、国に対する提言文(案)を作成した。</p> <p>その内容は、23ページから24ページのとおりである。</p> <p>3 女性の活躍による経済の活性化について</p> <p>女性が働きやすい職場環境づくりや女性の活躍を応援する社会気運の醸成を図るため、九都県市が一体となった取組について意見交換等を行った。</p> <p>その結果、①経済団体への要請、②推進イベントへの出展、③女性が活躍している成功事例等の情報発信を行った。</p> <p>その概要は、68ページのとおりである。</p>	<p>1 アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について</p> <p>首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、引き続き情報交換・意見交換を行う。</p> <p>また、東京湾アクアラインの料金引下げ社会実験の状況等を踏まえ、料金引下げの効果等について情報交換・意見交換を行う。</p> <p>国による高速道路の料金施策の実施により、首都圏の高速道路網が最大限活用されるような料金体系が実現するよう、取り組んでいく。</p> <p>2 首都圏の防災力の強化について(再掲)</p> <p>国に対して、首都圏の防災力の強化に関する提言を実施する。</p> <p>今後は、国等の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、必要に応じて意見表明を行う等、引き続き共同して対応していく。</p> <p>3 女性の活躍による経済の活性化について</p> <p>今後も各都県市の成功事例等について、女性向け総合サイトである「埼玉版ウーマノミクスサイト」内の「九都県市首脳会議コーナー」から情報発信を行うなど、引き続き九都県市で情報交換等を行っていく。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>4 居所不明児童生徒に係る対策について</p> <p>居所不明児童生徒の対策として、現状把握と課題の抽出について文部科学省の通知等を踏まえ、検討を行った。</p> <p>所在確認や転居先自治体への引継ぎについて先進事例を紹介するなど、情報を共有した。</p> <p>就学以前から居所が不明であるケースが多いことから、教育部門と児童福祉部門との連携について研究が進んだ。</p> <p>さらに、居所が不明な家庭は虐待のリスクが高いとの視点に立ち危機感を持って対応することを確認した。</p> <p>その概要は、69 ページから 72 ページのとおりである。</p>	<p>4 居所不明児童生徒に係る対策について</p> <p>九都県市各自治体は、研究会の報告書を踏まえ今後も協力し、居所不明児童生徒対策の一層の徹底に努める。</p> <p>さらに、都県教育委員会は、都県下の自治体の教育委員会に対し、居所不明児童生徒対策の周知と、各自治体の取組の支援に努める。</p>
<p>5 人口減少社会に対応した郊外部のまちづくりについて</p> <p>九都県市における諸課題の共通認識を深め、人口減少社会に対応した郊外部のまちづくりの方向性を検討し、取組事項の取りまとめを行った。</p> <p>その概要は、73 ページから 75 ページのとおりである。</p>	<p>5 人口減少社会に対応した郊外部のまちづくりについて</p> <p>各都県市において、少子高齢化等の地域の状況に合わせて、検討会で取りまとめた郊外部のまちづくりの方向性や取組事項を参考としていく。</p>
<p>6 ビッグデータ・オープンデータのまちづくりへの活用について</p> <p>第 63 回九都県市首脳会議の合意に基づき、首都圏連合協議会に「ビッグデータ・オープンデータを活用したまちづくり検討会」を設置した。</p> <p>オープンデータの推進に当たり、各自治体が共通で保有していると思われる複数の公共データを対象とした共通ルールの策定に向け、検討するテーマや具体的な項目について協議を行い、大枠として「防災」・「観光」分野を対象に、検討することとした。</p>	<p>6 ビッグデータ・オープンデータのまちづくりへの活用について</p> <p>国の動向を注視しながら、共通ルールのあり方について検討・合意した上で、ニーズを踏まえて具体的な項目を選定し、諸課題について検討を進める。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>7 子どもの笑顔を守る共同宣言の推進について</p> <p>「子どもの笑顔を守る共同宣言」の推進を通して、社会全体で虐待やいじめの根絶に向けた取組を推進するという意識の醸成を図るため、九都県市における共同方策について検討し、具体的な取組を決定した。</p> <p>その概要は、76 ページから 78 ページのとおりである。</p> <p>8 生活扶助基準の見直しに伴う他制度に生じる影響等について</p> <p>生活扶助基準の見直しに伴う他制度に生じる影響等について、九都県市共同で調査を実施し、生活扶助基準を採用している他制度について整理をし、共有した。</p> <p>また、調査の結果や国の対応方針、通知などを踏まえ意見交換を行い、影響及び課題について確認し、整理した。</p> <p>その概要は、79 ページから 80 ページのとおりである。</p>	<p>7 子どもの笑顔を守る共同宣言の推進について</p> <p>各都県市における共同の取組は年度末まで継続し、取組終了後、その実施状況について情報共有する。</p> <p>8 生活扶助基準の見直しに伴う他制度に生じる影響等について</p> <p>生活扶助基準を踏まえ基準を定めている非課税限度額などでは、今後、見直しによる他制度への影響が懸念されることから、国の動向を注視しながら、各都県市で対応を進めるとともに、その状況等について必要に応じて情報交換等を行い、適切な対応を図る。</p>

1 首都圏問題についての検討状況に係る資料

平成25年業務核都市の育成整備等に関する要望について

九都県市及び茨城県においては、「展都」と「分権」の推進に基づく首都圏の再編整備により、東京一極集中問題の解決に向けて、業務核都市の育成整備に努めており、これまでに業務施設集積地区における中核的施設の整備により業務機能の集積が図られるなど、一極集中の緩和に一定の成果を上げてまいりました。

しかしながら、業務機能の集積による拠点形成の観点からは、大きく進捗した都市があるものの、今後相当の時間を要する都市も見られる状況にあります。また、業務核都市に集積した業務機能等の一部には、都心へと回帰する動きも見られます。

一方、多極分散型国土形成促進法による制度の創設から20年以上経過し、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来等、業務核都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している中、首都圏広域地方計画においては、業務核都市等の拠点機能向上や各都市を繋ぐネットワークの構築を図ることとしております。

このような状況を踏まえ、業務機能に加え、商業・生活等の機能集積により、業務核都市の「拠点性の向上」を図るとともに、広域的な幹線道路の整備による業務核都市間の「ネットワークの構築」を推進することで、首都圏の災害対応力を強化するとともに、暮らしやすく働きやすい首都圏を実現し、世界の社会・経済をリードする風格ある圏域づくりを進めることは、九都県市首脳会議及び茨城県共通の重要課題でありますので、このたび要望書を取りまとめました。

つきましては、業務核都市の育成整備等について関係省庁と連携のうえ、所要の措置を講ぜられるよう要望します。

平成25年8月6日

総務大臣 新藤義孝様

財務大臣 麻生太郎様

国土交通大臣 太田昭宏様

九都県市首脳会議

座長 埼玉県知事 上田清司

千葉県知事 森田健作

東京都知事 猪瀬直樹

神奈川県知事 黒岩祐治

横浜市長 林文子

川崎市長 阿部孝夫

千葉市長 熊谷俊人

さいたま市長 清水勇人

相模原市長 加山俊夫

茨城県知事 橋本昌

【拠点性の向上に関する要望】

○ 中核的施設の対象の拡大について

業務核都市における総合的な都市機能の強化と集積を図るために必要な施設として、交通施設や流通業務施設等だけでなく、医療・福祉等生活の質の向上に資する施設、ホテル・大規模集客店舗等都市のにぎわいに資する施設を加えるなど、中核的施設の対象の拡大を図ること。

○ 税制上・財政上の支援措置について

中核的民間施設の整備を強力に促進するため、民間事業者に対する税制上の支援措置及び地方団体に対する財政上の支援措置を講じること。

○ 資金上の支援措置について

中核的民間施設の整備に係る初期投資や、大規模修繕等に係る更新投資を促進するため、資金上の支援措置を講じること。

【ネットワークの構築に関する要望】

環状方向の広域的な幹線道路の早期整備等について

業務核都市間のネットワークを構築することで、首都圏における災害対応力の強化及び相互連携・交流の強化による一体的発展を図るため、首都圏三環状道路など環状方向の広域的な幹線道路の整備の推進及び構想の具体化を図ること。

【制度に関する要望】

大都市圏制度見直しに関連する業務核都市の育成整備等について

現在、国においては、国の成長エンジンである大都市の機能を強化するために、大都市で顕在化している課題に関する調査を実施する等、今後の大都市圏制度のあり方について検討が進められているところである。

一方、首都圏における業務核都市の中には、十分な拠点形成が図られていない都市も見られる状況にあることや、大都市の国際競争力の相対的低下及び業務機能の都心への回帰等が課題となっている。そのため、大都市圏制度の見直しに際しては、国は意見聴取及び情報提供の機会を設けて、地方の意見を十分に踏まえた上で、業務核都市の位置づけを明確にし、拠点性の向上や首都圏の国際競争力強化のための業務機能等の集約を促進するなど、育成整備等を一層推進するための支援措置の制度化を図ること。

意見書

プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について、次のとおり措置を講じられますよう、九都県市首脳会議として意見書を提出します。

平成 25 年 8 月 9 日

農林水産大臣 林 芳 正 様
国土交通大臣 太 田 昭 宏 様

九 都 県 市 首 脳 会 議

座 長 埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

千 葉 県 知 事 森 田 健 作

東 京 都 知 事 猪 瀬 直 樹

神 奈 川 県 知 事 黒 岩 祐 治

横 浜 市 長 林 文 子

川 崎 市 長 阿 部 孝 夫

千 葉 市 長 熊 谷 俊 人

さいたま市長 清 水 勇 人

相 模 原 市 長 加 山 俊 夫

プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について

近年、余暇時間の増大や生活水準の向上を背景とした親水・海洋性レクリエーションの活発化に伴い、プレジャーボートの放置や投棄が社会問題化しています。

東京湾域においても数多くのプレジャーボートが放置され、周辺環境の悪化や係留場所の私物化、港湾・河川等の公共事業への障害、公共施設の損傷など様々な問題を引き起こしている状況にあり、また昨年、海上保安庁が扱った東京湾内におけるプレジャーボートの海難船舶隻数は70隻であり、海運、漁業等に対してより深刻な影響を及ぼしています。

このため、九都県市首脳会議では、プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について緊急かつ積極的に取り組む必要があることから、調査・検討を進めるとともに、不法係留を解消するうえからも必要と考えられる制度の創設等、法の整備を要望してきたものです。

この間、国におかれましても河川法、港湾法、漁港漁場整備法等の改正により船舶の放置に対応できるよう法整備を進めていただきました。さらに本年5月22日には「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、10年間でプレジャーボートの不法係留の解消を図ることを目標としています。

ついては、この計画を実効性のあるものとし、プレジャーボートの不法係留の抜本的な解消と航行安全対策の一層の推進のため、早期に次の措置を講じられるようお願いいたします。

- 1 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。 （国土交通省）

- 2 河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。
また、港湾法、漁港漁場整備法と同様、河川法においても船舶を放置している違反行為者に対する罰則規定を創設されたい。 （農林水産省、国土交通省）

- 3 プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。 （国土交通省）

- 4 FRP船リサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。 （国土交通省）

- 5 「小型船舶の登録等に関する法律」に基づく登録情報等について、無料で交付を受けられるような、特別の制度を創設されたい。 （国土交通省）

- 6 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正されたい。 （国土交通省）

意見項目の説明

1 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。 （国土交通省）

〔説明〕

九都県市首脳会議としては、従前から小型船舶の登録制度と併せて保管場所の義務づけ制度の創設を要望してまいりましたが、小型船舶の登録等に関する法律を整備していただいたことにより、今後は所有者不明船が減少することが期待されます。

しかし、プレジャーボートの不法係留を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務づけることが不可欠であることから、プレジャーボートの係留・保管能力の向上のための取り組みと併せて、保管場所の整備に応じた保管場所義務づけ制度の創設を引き続き要望します。

なお、制度の創設にあたっては、登録制度との整合性を図るうえからも総トン数20トン未満の小型船舶全体を対象に義務づけを要望します。

2 河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。

また、港湾法、漁港漁場整備法と同様、河川法においても船舶を放置している違反行為者に対する罰則規定を創設されたい。
（農林水産省、国土交通省）

〔説明〕

河川法、港湾法及び漁港漁場整備法等の改正により、所有者が確知できない場合における簡易代執行の制度が創設されるとともに、撤去した船舶に対する措置についても明確に規定されました。

しかし、所有者が判明している船舶の場合には行政代執行法の手続きにより処理されることとなることから、代執行に至るまでの手続きが煩雑であり、また同法には代執行後の物件の保管や処分についての規定もありません。

小型船舶の登録制度の実現により、今後所有者不明船は減少することが予想されますが、円滑な放置艇対策を実施するうえからも、所有者が判明している船舶に対しても簡易な手続きで撤去及び撤去後の措置が行えるよう制度の創設を要望します。

なお、撤去後の船舶の廃棄に要する費用についても所有者等に負担させることができるような制度を創設されるよう要望します。

また、河川法には、船舶の不法係留に対する罰則規定がないため、港湾法、漁港漁場整備法と同様の罰則規定の創設を要望します。

3 プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。 (国土交通省)

[説明]

東京湾内における海上保安庁取扱いの海難事故船舶隻数は、昨年133隻を数えました。その中でもプレジャーボートの事故隻数は70隻となっております。

九都県市首脳会議としては、従前から免許制度の充実を要望してまいりましたが、船舶職員及び小型船舶操縦者法を改正していただいたことにより、免許・講習制度の充実が図られることから、所有者の質的向上が期待されます。

しかし、水上レジャーが活発化、多様化する中で、特にプレジャーボートは人的被害につながりやすいことから、保険加入者を拡大し、円滑な賠償が行われるよう、強制保険制度の創設を要望します。

4 FRP船リサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。 (国土交通省)

[説明]

FRP船リサイクルシステムを活用して地方公共団体が放置艇及び沈没船の処分を行う放置小型船舶処理促進事業については、プレジャーボート関係業界団体の支援（日本財団助成金）により、一定の目的が達成されましたが、今後も放置艇及び沈没船の処分は発生することから、同様の補助事業の新設を求めるところです。

例えば、プレジャーボート販売時に購入者がリサイクル費用の一部を負担する等の仕組みにより財源を確保する等して、かかる補助事業が恒久的制度として確立していくよう要望します。

5 「小型船舶の登録等に関する法律」に基づく登録情報等について、無料で交付を受けられるような、特別の制度を創設されたい。 (国土交通省)

[説明]

プレジャーボートの不法係留の解消にあたっては、所有者に対する適正保管の指導が重要となるため、所有者の特定は不可欠です。

平成13年12月26日「プレジャーボート利用改善に向けた総合施策に関する懇談会報告書」(国土交通省総合政策局)の中に、「平成14年4月から開始される登録制度の活用によりプレジャーボートの所有者が確知できるようになることと相まって、手続の一層の迅速化、円滑化を図るなど監督処分等の実効性を高めることが必要である。」との記載があることから、所有者特定の重要性は、広く認識されているといえます。

しかしながら、地方公共団体が所有者を特定するため証明書等の交付を受ける場合、国や独立行政法人と異なり手数料を支払わなければならない、これは地方公共団体における不法係留適正化に支障をきたす恐れがあります。

ついては、適正化をより一層推進するため、公用申請については手数料を無料にすることを要望します。

6 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正されたい。
(国土交通省)

〔説明〕

船舶番号及び検査済年の表示は、船舶検査の際に日本小型船舶検査機構から交付される船舶番号及び検査済年のシールを所有者が貼付することにより行われています。

しかし、船舶番号のシールの貼付がない船舶や検査済年のシールの貼替えがない船舶があります。このため、船舶番号や最新の検査済年がわからない状況であり、不法係留対策に支障をきたしています。

については、検査機関または登録機関が適正な表示を行うことを要望します。

首都圏内における首都中枢機能のバックアップ方策について

基本的考え方

- 首都圏（九都県市）には、国の地方合同庁舎や民間等の大規模施設など、首都中枢機能の代替拠点として活用できる施設が多数集積
- 代替拠点を有する各地域は、中央省庁のある霞が関などの地域との間の交通アクセスも複数確保でき、発災時の活用も可能
- ⇒ 九都県市における既存施設等の集積を活用して、首都圏内の複数地域に代替拠点を設け、首都中枢機能を迅速かつ確実にバックアップする体制の抜本的な充実・強化を図るべき

首都圏（九都県市）における代替拠点の集積

(平成 25 年 11 月現在)



首都圏の防災力の強化に関する提言（案）

首都直下地震の切迫性が指摘される中、大規模災害発生時に、首都圏住民の生命、身体及び財産を守ることは行政の責務である。

万一、首都中枢機能の維持が困難となった場合、発災直後の応急対策やその後の復旧・復興対策に著しい支障が出るのみならず、我が国全体の国民生活や経済活動、ひいては世界経済へも負の影響が及ぶ。

このため、首都圏の防災力の強化と併せ、迅速かつ確実に機能する首都中枢機能のバックアップ体制の充実・強化を進めることが、喫緊の課題である。

国の首都直下地震対策に関する検討においては、緊急災害対策本部について、大阪等に代替拠点を設定するなど、政府全体のバックアップ機能の確保に当たり、首都圏外にも代替拠点を設定する方針が示された。

もとより、首都中枢機能が麻痺する最悪の事態を想定し、首都圏外の遠隔地にもバックアップ拠点を設定することは、否定されるべきものではない。

しかし、東京都が昨年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、首都圏全域が一挙に壊滅することは想定されていない。実際に発生する地震の震源や規模が様々であることを考えれば、迅速かつ確実に機能するバックアップ体制を構築するためには、首都圏内の複数地域に代替拠点を確保することが重要である。

九都県市首脳会議では、こうした認識のもとに、昨年、国に対して二度にわたり首都圏の防災力の強化に関する提言を行った。さらに、首都圏を構成する九都県市の施設等の集積を活かした首都中枢機能のバックアップ方策について、検討を行った。

国は、この取組の成果も活用しながら、今後策定する新たな首都直下地震対策において、首都中枢機能のバックアップ方策を早期に具体化し、政府の業務継続計画等に反映すべきである。

以上を踏まえ、首都圏の防災力の更なる強化に向けて、以下に取り組むことを提言する。

- 1 首都直下地震をはじめとする災害から3500万人の首都圏住民の生命、身体及び財産を守ることと、国の政治経済の中枢機能への打撃を最小限にとどめることを最優先にし、国として新たな被害想定を早急に示し、首都圏における防災力の更なる強化のための施策を推進すること。
- 2 さいたま新都心を、立川広域防災基地に次ぐ緊急災害対策本部の代替拠点として指定すること。あわせて、通信施設等、緊急災害対策本部機能を

担い得る防災対応設備の整備・拡充を行うこと。

- 3 中央省庁の代替拠点については、首都圏を構成する九都県市の地方合同庁舎や民間等の大規模施設などの集積を活かして複数地域に確保することなどにより、迅速かつ確実に機能する首都中枢機能のバックアップ体制の抜本的な充実・強化を図ること。

平成25年 月 日

内閣総理大臣 安倍晋三様

国土交通大臣 太田昭宏様

国土強靱化担当・内閣府特命担当大臣（防災）

古屋圭司様

九都県市首脳会議

座長 埼玉県知事	上田清司
千葉県知事	森田健作
東京都知事	猪瀬直樹
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林文子
川崎市長	阿部孝夫
千葉市長	熊谷俊人
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	加山俊夫

2 廃棄物問題についての検討状況に係る資料

1 減量化・再資源化の促進について

(1) 3R普及促進事業

ア 目的

循環型社会の構築を目指し、九都県市域内の住民等に対して3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の重要性を周知するため、広域的な普及啓発活動を実施する。

イ 平成25年度の取組

3Rの中で最も重要となるリデュースの取組として、食品廃棄物の削減を図るため、外食産業事業者と連携し、店舗及び家庭における食べきりの促進を図るとともに、食品廃棄物削減の必要性や具体的な取組方法などの普及啓発を行った。

(ア) 外食店舗における食べきりの呼びかけ等による削減効果測定と意識啓発を図るフォトコンテストの実施

連携事業者：株式会社アレフ

サトレストランシステムズ株式会社

株式会社セブン&アイ・フードシステムズ

株式会社華屋与兵衛

ワタミフードサービス株式会社

実施店舗数：855店舗

内訳：埼玉県 119（さいたま市 21）、
千葉県 119（千葉市 26）、東京都 429、
神奈川県 188（横浜市 62、川崎市 34、相模原市 14）

(イ) 広報活動

食品廃棄物削減の必要性や具体的な取組方法とフォトコンテストなどの食べきり促進キャンペーンの周知を図るための各種広報活動を実施。

○ ラジオCMによる普及啓発

FMラジオ2局（Fm yokohama 84.7、NACK5）

においてCMを放送。

実施期間：平成25年10月1日（火）～10月31日（木）

- インターネットによる普及啓発
Y a h o o ! J A P A N等のコンテンツページにおいてキャンペーン情報を掲出。
実施期間：平成25年10月1日（火）～10月31日（木）
- 動画共有サービスを活用した普及啓発
Y o u T u b eを活用した情報発信を実施。
- 公共施設等におけるポスター掲出による普及啓発
域内の公共施設等においてポスターを掲出し、普及啓発を実施。
実施期間：平成25年10月1日（火）～10月31日（木）

（2）容器包装発生抑制事業

ア 目的

九都県市が、容器包装リサイクル法に規定する特定事業者が行う容器包装の発生抑制や減量化等の自主的な取組を支援していくこと及び消費者に事業者の取組を伝えることにより環境に配慮した製品購入を促すことで、九都県市域内をはじめ、日本国内を流通する容器包装の減量化や再資源化を促進する。

イ 平成25年度の取組

「容器&包装ダイエット宣言」の認知度の向上、容器包装減量化商品の購入促進などを図るため、小売事業者等と連携し、店舗において容器包装を減量化した商品の紹介などの普及啓発活動を行った。

（ア）小売店舗における容器包装減量化商品の紹介とPETボトル等の回収を促進するキャンペーンの実施

連携事業者：44社

内 訳：小売事業者 12社

製造事業者 32社

業 種	事業者名
小売事業者 (12社)	イオンマーケット株式会社、 イオンリテール株式会社、株式会社エコス、 生活協同組合コープみらい、 生活協同組合ユーコープ、 株式会社セブン&アイ・ホールディングス、

	相鉄ローゼン株式会社、株式会社ダイエー、 千葉県庁生活協同組合、富士シティオ株式会社、 株式会社マルエツ、ユニー株式会社
製造事業者 (32社)	アサヒ飲料株式会社、アサヒビール株式会社、 味の素株式会社、味の素ゼネラルフーズ株式会社、 味の素冷凍食品株式会社、株式会社エフピコ、 花王株式会社、カルピス株式会社、 キッコーマン株式会社、キューピー株式会社、 玉露園食品工業株式会社、キリンビール株式会社、 キリンビバレッジ株式会社、 サッポロビール株式会社、 サントリーホールディングス株式会社、 シーピー化成株式会社、株式会社資生堂、 株式会社シンギ、株式会社新進、 ダイセルパックシステムズ株式会社、 中央化学株式会社、東洋製罐株式会社、 株式会社ニチレイフーズ、 株式会社日清製粉グループ本社、 日本コカ・コーラ株式会社、福助工業株式会社、 プリマハム株式会社、 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社、 宮坂醸造株式会社、株式会社明治、 メルシャン株式会社、リスパック株式会社

実施期間：平成25年10月1日（火）～10月31日（木）

実施店舗数：489店舗

内訳：埼玉県 107（さいたま市 27）、
千葉県 80（千葉市 12）、東京都 158、
神奈川県 144（横浜市 62、川崎市 17、相模原市 14）

(イ) 広報活動

「容器&包装ダイエット宣言」の認知度の向上とキャンペーンの周知を図るための各種広報活動を実施。

- 新聞広告による普及啓発
読売新聞朝夕刊において、広告を掲載。

- インターネットによる普及啓発
Yahoo! JAPANトップページにおいてキャンペーン情報を掲出。
実施エリア：九都縣市域内
掲出期間：平成25年10月1日（火）～10月31日（木）

- 公共施設等におけるポスター掲出による普及啓発
域内の公共施設等においてポスターを掲出し、普及啓発を実施。
掲出期間：平成25年10月1日（火）～10月31日（木）

(3) リサイクル関連法等に関する要望

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、廃棄物処理法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国（農林水産省、経済産業省及び環境省）に対して要望することとした。

要望日：平成25年12月中予定

2 適正処理の促進について

(1) 電子マニフェスト普及促進事業

ア 目的

産業廃棄物の適正処理に資するため、電子マニフェストの普及率等の現状を把握するとともに、電子マニフェストの運営事業者と連携して普及促進を図る。

イ 平成25年度の取組

(ア) 電子マニフェスト実施状況調査

九都県市内における電子マニフェストの業種別の普及率や電子マニフェストによる交付件数、廃棄物処理量及び廃棄物の移動状況等の調査を実施した。

(イ) 普及啓発事業の実施

○ 説明会の実施

多量排出事業者を対象に、電子マニフェストの概要や導入のメリット等を説明し、導入促進を図ることとした。

(東京会場) 平成25年11月18日

(埼玉会場) 平成25年11月29日

○ 普及促進のための検討会の実施

自治体や公共事業等への導入促進のための課題や電子マニフェストの導入義務化に係る課題等について検討会を実施することとした。
平成25年11月19日 実施

○ ホームページ及びリーフレットによる広報

九都県市廃棄物問題検討委員会ホームページ(リサイクルスクエア)に電子マニフェストの専用ページを設けるとともに、リーフレットを作成し、普及啓発を図ることとした。

(2) 適正処理促進情報提供事業

ア 目的

廃棄物の適正処理の促進に向けて、リサイクルスクエアの充実・利用促進や業界団体と連携した適正処理に関する情報提供及び九都県市間の情報共有化を図る。

イ 平成25年度の取組

九都県市における廃棄物処理法の運用等について共有化を図った。また、共有化された事項については、Q&A形式にまとめホームページに掲載し、リサイクルスクエアの充実を図ることとした。

(3) 収集運搬業許可事務の合理化検討事業

ア 目的

産業廃棄物収集運搬業許可について、九都県市内において申請書類や審査基準等の共通化を図り、許可事務の合理化及び事業者の利便性を図る。

イ 平成25年度の取組

産業廃棄物収集運搬業許可に係る申請書類や審査基準の共通化について検討した結果、申請書類の一部について九都県市間での共通化が図られた。

(4) 一斉路上調査

産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム30)と共同し、高速道路インターチェンジ等において産業廃棄物収集運搬車両を対象に、積載物やマニフェストの検査を実施した。

実施日	平成25年10月17日(木)
実施場所	関越自動車道 新座料金所下り線 中央自動車道 八王子本線料金所下り線 東名高速道路 横浜町田インターチェンジ 東関東自動車道 宮野木料金所下り線 館山自動車道 市原インター出口

(5) 廃棄物制度の見直し等に関する要望

廃棄物処理法、建設リサイクル法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国(国土交通省、環境省)に対して要望することとした。

要望日：平成25年12月中予定

リサイクル関連法等に関する要望書（案）

平成25年 月 日

農林水産大臣 林 芳 正 様
経済産業大臣 茂 木 敏 充 様
環 境 大 臣 石 原 伸 晃 様

九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

九都県市首脳会議

座長 埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

千 葉 県 知 事 森 田 健 作

東 京 都 知 事 猪 瀬 直 樹

神 奈 川 県 知 事 黒 岩 祐 治

横 浜 市 長 林 文 子

川 崎 市 長 阿 部 孝 夫

千 葉 市 長 熊 谷 俊 人

さいたま市長 清 水 勇 人

相 模 原 市 長 加 山 俊 夫

(別紙)

リサイクル関連法等に関する制度改正要望について

現在、わが国では、循環型社会形成推進基本法を基本的枠組みとし、「資源の有効な利用の促進に関する法律」や個別物品の特性に応じた各種リサイクル法を制定することにより資源循環型社会の実現を目指しておりますが、個々の現行制度には未だ幾つかの課題もあることから、九都県市首脳会議では、以下のとおり、法令等の改正等を要望いたします。

1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律について

- (1) 拡大生産者責任の考えに基づき、市区町村と事業者の役割分担について、引き続き検討を進めること。なお、平成20年度の法改正により資金拠出制度が創設されたが、プラスチック製容器包装の品質による配分基準については、各自治体の努力に対し十分配慮した配分基準に見直すこと。
- (2) 市区町村が再商品化手法を選択できるようにするとともに、プラスチック製容器包装の「引き取り品質ガイドライン」について、再商品化手法に応じた基準を設けること。
- (3) 容器包装と素材や形状が類似のプラスチック製品についても合わせてリサイクルが可能となるよう、素材別リサイクル制度の導入を検討すること。

(説明)

市区町村と事業者の役割分担については、法改正後においても、引き続き自治体に負担がかかる制度となっていることから、例えば、収集運搬並びに選別保管の経費及び再商品化経費（小規模事業者に係る免除分）の負担等について引き続き見直しを行うことを求める。

なお、法改正により資金拠出制度が創設されているが、拠出の基準となる品質については、サンプリング検査で決定せざるを得ないなど、全体の品質を確認しきれない状況にある。ついでには制度を公平に運用するためにも、検査の精度をより正確なものにするとともに、配分基準については、過去複数年の実績を考慮するなど、市町村の努力が反映される制度とすべきである。

また、市区町村が処理施設の状況など地域の実情に応じた再商品化手法を自ら選択できるようにするとともに、現在一律となっているプラスチック製容器包装の「引き取り品質ガイドライン」について、各手法によって求められる品質は異なることから、再商品化を促進するため各手法別の基準を設けることを求める。

容器包装以外のプラスチック製品については、容器包装リサイクル法の対象外品目であり、処理経費などの点から大半が焼却・埋立されている。しかし、容器

包装以外のプラスチック製品は法対象の容器包装と同様にリサイクルが可能であり、また、排出場所や用途により法対象とならない現行の仕組みは分かりづらく、分別の混乱や煩雑さを助長している。そのため、分別する市民の立場に立ち、素材別のリサイクルとなるよう制度の見直しを求める。

2 特定家庭用機器再商品化法について

- (1) 再商品化等料金を商品購入時に支払う制度について引き続き検討すること。
- (2) 不法投棄対策に関する製造業者等の資金拠出の仕組みについては、基準を緩和するなど自治体が活用しやすいものとする。

(説明)

平成20年2月に公表された産業構造審議会及び中央環境審議会の報告書において、再商品化等料金の回収方法の変更という根本的な制度改正は行わないとの方向性が示されたが、不法投棄を抑制するとともに拡大生産者責任の考え方を徹底するため、再商品化等料金を商品購入時に支払う制度について引き続き検討することを求める。

環境省が1,497市区町村について調査した結果によれば、平成23年度における廃家電製品（特定家庭用機器に限る。）の不法投棄台数（推計値）は161,400台となっており、市区町村は不法投棄された廃家電製品の収集運搬及び再商品化等料金について、さらなる財政的負担を強いられている。そもそも、不法投棄された廃家電製品に係る再資源化等の費用は拡大生産者責任の観点から製造業者等が負担すべきと考えるが、時限措置として創設された不法投棄対策に関する製造業者等の資金拠出の仕組み（不法投棄未然防止事業協力等）については、基準を緩和するなど自治体が活用しやすいよう運用することを求める。

3 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律について（新規）

食品廃棄物の発生抑制を促進するため、早期に目標値を設定する業種の範囲を拡大すること。また、暫定目標ではなく、正式な目標として設定すること。

病院、学校など、法の対象となっていない施設における食品廃棄物の排出実態調査を実施し、法の対象とすべきか等を検討すること。

(説明)

食品リサイクル法では、平成24年4月に発生抑制の目標値を設定したが、業種が限られ、外食産業は対象となっていない。また、あくまで暫定目標値であり、本格実施は平成26年度以降とされている。

発生抑制は、食品リサイクル法において最優先で取り組むべき事項であることから、早期に目標値を設定する業種の範囲を拡大するとともに、暫定目標ではなく、正式な目標として設定することを求める。

また、法の対象となっている業種は、食品製造業・食品卸売業・食品小売業・
外食産業の4業種であり、病院、学校などは法の対象となっておらず、排出やリ
サイクルの実態がわからないことから、まずは排出実態を明らかにし、食品リサ
イクル法の対象とすべきかどうか等を検討することを求める。

4 レアメタル等の金属資源の回収リサイクルシステムの構築について

(1) 自治体における現状の収集・処理コストの負担が増大することのないよう財政
措置を講じるとともに、小型電子機器等を効率的・効果的に回収するためには、
市区町村の区域を超えた広域的回収を実現する必要もあることから、小売業者に
よる回収促進など、小型電子機器等の再資源化に関する広域的な取組に対しても
支援を行うこと。

また、拡大生産者責任の観点から製造・販売事業者にも一定の責任が生じる仕
組みを構築すること。

(2) 自治体による収集の促進に向け、小型電子機器等の解体・分別を容易にする
方法など、自治体が小型電子機器等のリサイクルを進める上で参考になる情報を
集約して自治体に提供すること。

(3) 資源使用量の削減及び資源回収を促進するための制度導入を検討するとと
もに、制度に関する国民への積極的な普及啓発を行うこと。

(説明)

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行にあたり、参加自
治体における収集・処理コストの負担が増大することのないよう財政措置を講じ
るとともに、小型電子機器等を効率的・効果的に回収するために、小売業者によ
る回収促進などの再資源化に関する広域的な取組に対する支援を行うことを求
める。

また、拡大生産者責任の観点から、費用負担も含め製造・販売事業者にも一定
の責任が生じる仕組みを構築することを求める。

次に、自治体による収集の促進に向け、小型電子機器等の解体・分別を容易に
する方法や、各自治体等における先進的もしくは地域性を生かした取組事例の紹
介、原材料等のリサイクル技術に関する情報など、使用済小型電子機器等を効率
的・効果的に循環する仕組みづくりの検討のために参考となるような情報を取り
まとめて自治体に提供することを求める。

また、資源使用量の削減及び資源回収を促進するため、製品中に使用している
金属資源の量、製品に対する資源の投入量や関与物質総量など必要な指標につい
て調査し、製品に表示する制度の導入を検討するとともに、制度に関して国民に
対し積極的な普及啓発をすることを求める。

5 廃棄物の3R促進について

製造事業者の環境配慮設計に対してインセンティブを付与するなど、製造段階における省資源化・簡素化や製品の軽量化等を推進すること。また、リユース推進による環境面での効果を広く周知するとともに、使用済製品のリユースやリターナブルびんの利用などが一層促進されるよう実効策を講じること。

(説明)

廃棄物・リサイクル制度を拡大生産者責任と循環的利用を基調とするものに改め、環境配慮設計に対するインセンティブの付与や、リユース推進による環境面での効果を広く周知することにより、使用済製品のリユースやリターナブルびんの利用などが一層促進されるような実効策を講じることが求められる。

廃棄物処理法等に関する制度の見直しについての要望書（案）

平成25年 月 日

環境大臣 石原 伸 晃 様

九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

九都県市首脳会議

座長 埼玉県知事 上 田 清 司

千葉県知事 森 田 健 作

東京都知事 猪 瀬 直 樹

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

横浜市 長 林 文 子

川崎市 長 阿 部 孝 夫

千葉市 長 熊 谷 俊 人

さいたま市長 清 水 勇 人

相模原市長 加 山 俊 夫

(別紙)

廃棄物処理法等に関する制度の見直しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）については、その時々々の廃棄物問題を取り巻く状況等を踏まえ、度重なる改正が行われており、直近では平成22年度に実施されています。しかしながら、現下の厳しい経済情勢においては、産業廃棄物の処理費用削減をねらいとした不法投棄等の不適正処理の増加が今後も懸念される場所であり、廃棄物適正処理の推進はその重要度を一層増しています。

また、廃石綿やポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物といった有害廃棄物の処理対策や電子マネーの普及等については、現状において十分な推進がなされておらず、なお多くの課題が残されています。

九都県市首脳会議としては、不適正処理のない健全な資源循環型社会を早期に実現し、将来世代に良好な生活環境を引き継ぐことが、現代に課された使命であると考えます。そのためには、国及び地方公共団体が連携し、不断の努力をもって、これら個々の課題に対して効果的な制度の創設や運用の見直し等に努めなければなりません。

よって、このたび制度の見直し等が必要と考える事項について、以下のとおり要望します。

1 産業廃棄物処理施設の許可における審査基準の明確化

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可の審査における経理的基礎に係る具体的かつ客観的な審査基準を明確にすること。
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置許可の審査基準における「周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設についての適正な配慮」の内容を具体的に規定し、判断基準を明確にすること。さらに、この基準については、地域の実情に応じて都道府県及び政令市の裁量を認める規定も盛り込むこと。

(説明)

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可の審査における経理的基礎については、廃棄物処理法において、「施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」とされているが、環境省令（同法施行規則）においては、「施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」とされているのみで具体的な基準が示されておらず、審査において苦慮している。産業廃棄

物処理業の許可についても同様であるが、経理的基礎については申請者の能力に係るものであり、自治体によって異なる基準により審査されることは望ましくなく、国により具体的かつ客観的な審査基準が明確に示される必要がある。

- (2) 同法において規定される「周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設についての適正な配慮」に関しても、周辺の施設の範囲や適正な配慮の具体的な内容が環境省令において定められておらず、(1)と同様に審査において苦慮している。このため、「適正な配慮」の内容を具体的に規定し、判断基準を明確化する必要がある。さらに、環境保全上配慮する必要がある場所は、地域の実情によって異なるため、都道府県及び政令市が地域の実情に応じて判断する仕組みが必要である。

2 産業廃棄物処理施設設置許可の失効規定の新設

産業廃棄物処理施設の設置許可取得後、その設置工事が相当な期間を超えて着工されない場合又は中断している場合には、当該設置許可の効力が失効する規定を設けること。

(説明)

産業廃棄物処理施設の設置許可を受けたにもかかわらず、その設置工事が相当な期間を超えて着工されない事案が生じている。このような場合においては、期間の経過により周辺環境の変化が生じ、当該許可を維持することが生活環境の保全上不適当となるおそれや、許可取得時に計画したものと同等の設備を調達できなくなったり設置完了時点の技術基準に適合しなくなったりするおそれがある。しかしながら、現行の制度では、このような場合において当該許可の効力を失わせることは困難である。

したがって、過去に設置許可を受けた施設であっても、その設置工事が相当な期間を超えて着工されない場合又は中断している場合にはその事実をもって、行政処分によることなく、当該設置許可の効力が失効する規定を設ける必要がある。

3 製造・販売事業者による適正な処理に関する措置

危険、有害、または破碎等が困難という理由から市区町村で適正処理が困難な一般廃棄物については、拡大生産者責任の考え方にに基づき、製造・販売業者等による回収・適正処理を義務付けしたシステムの構築を検討すること。

(説明)

市区町村による適正な処理が困難な一般廃棄物のうち、在宅医療廃棄物、廃スプリングマットレス等については、一部の事業者による回収・処理が行われている

るものの、いまだ業界全体として適正処理システムが確立、浸透されていないため、事業者による回収・適正処理システムを確立、促進するよう事業者指導の強化が必要である。

また、危険性・有害性の高い廃棄物（使い捨てライター、溶剤、塗料、化学薬品、農薬等）や破碎作業等が困難となる堅牢な廃棄物（スキー板及びサーフボード等のFRP製品、耐火金庫等）については、市区町村の廃棄物収集運搬及び処理過程において適正な処理が困難となっているうえに、製造者等による回収・適正処理も確立していないため、市区町村の一般廃棄物処理事業に支障をきたしており、拡大生産者責任の徹底の観点からも事業者による回収・適正処理システムを早期に確立することが必要である。

さらに、広域認定制度を積極的に活用するなど、事業者による回収・適正処理システムが円滑に機能するよう推進することが必要である。

4 再生利用の促進について

溶融スラグ、エコセメント、木材チップ再生品等の再生資材の需要拡大に向けた所要の措置を講じること。更に、日本工業規格に適合した溶融スラグは、製造する市町村以外の公共工事又は民間工事で利用される場合にも、廃棄物の処分に該当しないよう措置すること。

なお、国の公共事業においても、再生資材の利用促進を図ること。

(説明)

溶融スラグ、エコセメント、木材チップ再生品等の再生資材については、現状においてはバージン材との競争力も乏しく、需要も少ない状態である。これらの状況を改善するため、グリーン購入制度の拡充など再生利用の促進を図るための措置が必要である。

一般廃棄物の溶融固化により得られた溶融スラグは、焼却灰の減容化に資するとともに、土木資材としても利用でき、最終処分場の延命化に一層効果的なことから、積極的に公共工事等へ利用するよう努めているところである。

九都県市内においては、今後、溶融施設の整備が進められ溶融スラグの製造量は増加することが見込まれているが、公共工事が減少していることもあり、溶融スラグを製造する自区内の公共工事だけではすべてを利用しきれない状況にあるため、他の市区町村や都県、国、民間工事などにおいてもより積極的に利用していくことが求められている。

平成19年9月28日付け環廃対発第070928001号では、溶融スラグを製造する市区町村が自ら発注した公共工事で利用する場合と、それ以外の市区町村内や民間工事で利用する場合において廃棄物の処分に該当するか否かの扱いが異なっ

ているが、今後溶融スラグを各行政機関や民間企業などが土木資材として利用し、利用量を拡大していくためには、日本工業規格に適合した溶融スラグについては、廃棄物の処分に該当しないよう措置することが必要である。

5 廃石綿等の対象範囲の拡大及び無害化処理の促進

- (1) 建築物その他の工作物以外から生ずる石綿を含む産業廃棄物について、その性状が人の健康に係る被害を生ずるおそれがあると認められる場合は、特別管理産業廃棄物としての廃石綿等に該当するよう、その対象範囲を拡大すること。
- (2) 廃石綿等の無害化処理技術の確立に努めるとともに、民間事業者における無害化処理認定施設の普及を促進すること。

(説明)

- (1) 特別管理産業廃棄物に該当する廃石綿等については、平成 18 年政令第 250 号による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正により、その対象範囲が建築物その他の工作物へと拡大された。しかしながら、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある廃石綿等は、建築物その他の工作物以外にも、給食センター等で使用される業務用のガス釜、温蔵庫、冷蔵庫等並びに金庫及び電車の車体等といった多岐にわたる設備から発生するものであり、これらについては特別管理産業廃棄物と同様の取扱いにより適正に処理されるべきである。したがって、法における特別管理産業廃棄物としての廃石綿の対象範囲の拡大が必要である。
- (2) 廃石綿等の無害化処理については、認定制度が設けられているが、民間事業者における認定の取得は進んでいない。廃石綿等の最終処分量を減少させて最終処分場の延命を図るためにも、国において無害化処理技術の確立に努めるとともに、民間事業者における無害化処理認定施設の普及を促進する必要がある。

6 PCB 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 早期の PCB 廃棄物の適正処理の推進に向け、拠点的 PCB 廃棄物処理施設の処理能力を向上させるとともに、低濃度 PCB 廃棄物の無害化認定施設を増設するなど処理体制を強化すること。
- (2) PCB 廃棄物の適正かつ確実な処理を促進するため、現行の PCB 廃棄物処理料金軽減制度の割引率及び対象範囲を拡大すること。
- (3) 使用中の PCB 含有機器を含めて PCB 廃棄物の早期の処理を実現するため、PCB 廃棄物を適正に保管し処理する必要があることを含めた包括的な広報を実施すること。

(説明)

(1) P C B 廃棄物については、P C B 特別措置法施行令の改正により処理期限が平成 28 年 7 月から平成 39 年 3 月に延長された。しかしながら、保管中の漏えいリスクが高まるなど環境保全の見地からも、可能な限り早期に P C B 廃棄物を処理する必要がある。全国 5 か所の拠点的 P C B 廃棄物処理施設について、設備を拡充し処理能力を向上させる必要がある。

また、低濃度 P C B 廃棄物については、現在、全国で環境大臣認定を受けた 10 事業者及び都道府県知事許可を受けた 1 事業者が稼働しているところであるが、絶縁油と容器を合わせた処理ができる施設が 4 施設のみであり処理が進んでいない。国の積極的な関与により早急に容器処理も含めた無害化処理施設を増設するなど、一層その処理体制を強化する必要がある。特に、P C B が漏えいしている機器等については、緊急に処理されるべきであり、一刻も早い処理体制の構築が必要である。

(2) 中小企業等が日本環境安全事業株式会社において P C B 廃棄物を処理する場合、一定の要件を満たせば中小企業等処理費用軽減制度により、処理費用の 70% が軽減される。しかしながら、P C B 廃棄物の処理には運搬等も含めて莫大な費用がかかるため、現在の厳しい経済状況において適正な処理を推進するためには、軽減制度の割引率の拡大が不可欠である。

また、現行制度において軽減対象とならないマンションの管理組合等や、不法投棄や保管事業者の破産等の事由により自治体が処理せざるを得ないような場合及び低濃度 P C B 廃棄物の処理費用に対しても軽減措置が適用されるよう、対象範囲の拡大が必要である。

(3) 現在、事業者において保管中の P C B 廃棄物については、特別措置法により届出が義務付けられているが、保管事業者の認識不足により、いまだなお多くの P C B 廃棄物が届出されないまま保管されているおそれがある。また、届出の対象となっていない使用中の P C B 含有機器についても、機器の使用中止を促し適正に処理する必要がある。そのため、経済産業省が保有する P C B 電気工作物データを活用し、使用中の事業者等へ平成 39 年 3 月の処理期限を見据えた P C B 含有機器の処理方法を周知するなど、関係省庁を含めた包括的な広報を実施する必要がある。

7 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストの料金については、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにより平成 24 年 4 月に、料金改定（一部値下げ）が行われたところであるが、更なる電子マニフェスト普及率の向上を図るため、国において加入の義務化の検討に加え、システム導入の支援体制の充実を図り、その普及を強力に推進するとともに、システムの適正な運用を図ること。

(説明)

電子マニフェストについては、マニフェストの偽造等を防止することで廃棄物適正処理の推進に役立つことや、平成 20 年 4 月から開始されたマニフェスト交付等状況報告制度において報告の必要がなく、事業者及び自治体の事務負担の軽減に役立つことから、その普及が望まれる。しかしながら、平成 24 年度末現在の利用割合は 30.1%であり、「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成 25 年 5 月 31 日閣議決定)において設定された「平成 28 年度において利用割合を 50%に拡大する。」という目標達成には程遠い状況にある。

平成 24 年 4 月にシステム利用料金の改定が行われたが、今後も加入の義務化の検討に加えて、システム導入の支援体制を充実するなど、電子マニフェストの普及を強力に推進する必要がある。

また、電子マニフェストは便利なシステムである反面、現場において、現実との乖離を招いているという側面もある。データ入力漏れ、見込み処理、不完全なチェック機能などによる不適正な事態を招かないように、一層のシステムの向上及び適正な運用を図る必要がある。

8 産業廃棄物の不法投棄等原状回復に対する支援策の改善・充実(新規)

- (1) 不法投棄等に起因する支障除去等を円滑に進めるため、産業廃棄物適正処理推進基金について、必要額を確保するとともに制度の拡充を図ること。
- (2) 地域の生活環境の保全上著しい支障が懸念される場合に、緊急な対応が可能となるように制度の改善を図ること。

(説明)

- (1) 都道府県等が、産業廃棄物の不法投棄等の支障除去を行った場合は、産業廃棄物適正処理推進センターが、産業廃棄物適正処理推進基金(以下「基金」という。)を活用して支援を行うとされている。しかし、基金の財源状況等により支援が受けられない場合は、都道府県等が除去費用の全額を負担することとなるため、本来、支援が受けられる事案が排除されることがないよう、基金について必要額を確保することが必要である。

また、事前に行う環境への影響調査等に要する経費は支援事業の対象外となっているが、支障除去事業には欠かせないものであり、これらの経費についても支援対象とするとともに、平成 25 年度から引き上げられた支障除去費用の都道府県等の負担割合を従来どおりにするなど、都道府県等の負担が増すことのないよう制度の拡充を図る必要がある。

- (2) 現行制度において支援を受けようとする場合は、原則として事前に詳細な環境への影響調査等を行い、その後に事前審査を経て支援の決定を受けてから行政代執行を実施するとされているため、有害物質の発覚からその除去まで相当の時間

を要することとなる。

このため、行政代執行がより円滑に行えるよう事前の環境調査や事前審査等の手続きの簡略化を図るとともに、緊急な対応が求められる事案については事前着工分も審査対象に含めるなど制度の改善が必要である。

9 廃棄物処理施設の震災・津波対策等に対する助成制度の創設について（新規）

廃棄物処理、処分施設の震災・津波対策を含めた強靱性を高めることについて、循環型社会形成推進交付金の対象を拡充すること、あるいは新たな交付金制度を創設すること。

（説明）

平成 25 年 5 月 31 日に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画では、震災や津波災害によって稼働不能となることのないよう施設の耐震化、地盤改良が求められている。また、災害廃棄物の処理も考慮した施設の強靱性を確保することが求められている。具体的には、焼却施設や最終処分場排水処理施設などの震災及び津波被害を防止すること、バックアップ焼却工場の再稼働に向けた整備と既設焼却施設の主要設備に対する補修などにより強靱性を高めること、液状化による地中構造物の被害を防止することなどが必要となる。そのため、これらの対策について国は必要な震災対策として位置付け、現在の循環型社会形成推進交付金の対象を拡充する、あるいは震災対策のための新たな交付金制度を創設することが必要である。

建設リサイクル法等に関する制度の見直しについての要望書（案）

平成25年 月 日

国土交通大臣 太田 昭宏 様
環境大臣 石原 伸晃 様

九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

九都県市首脳会議

座長 埼玉県知事 上田 清司

千葉県知事 森田 健作

東京都知事 猪瀬 直樹

神奈川県知事 黒岩 祐治

横浜市 市長 林 文子

川崎市 市長 阿部 孝夫

千葉市 市長 熊谷 俊人

さいたま市 市長 清水 勇人

相模原市 市長 加山 俊夫

(別紙)

建設リサイクル法等に関する制度の見直しについて

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）については、平成 14 年に完全施行されて以来、特定建設資材をはじめとする建設廃棄物の再資源化率の向上に大きく寄与していますが、一方で、不法投棄全体における建設廃棄物の割合は依然として 7 割前後を占めており、建設廃棄物の適正処理についてはより一層の推進が必要です。

九都県市首脳会議では、建設リサイクル法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に関して、廃棄物適正処理の推進に効果的と考えられる制度や運用等を協議しており、このたび、見直し等が必要と考える事項について、以下のとおり要望します。

1 建設廃棄物の総合的管理による不法投棄対策

建設廃棄物の不法投棄を防止するため、解体工事等から処分に至るまでの廃棄物の流れを総合的に管理するとともに、適正処理に必要な費用が確実に支払われる制度を導入すること。

(説明)

建設リサイクル法の完全施行後、建設廃棄物の不法投棄は減少しているが、不法投棄全体における建設廃棄物の割合はなお大きな割合を占めており、更なる不法投棄対策のための制度及び施策が必要である。

八都県市首脳会議では、平成 19 年に建設廃棄物の総合的管理による不適正処理の防止について要望を行っており、中央環境審議会の「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について－とりまとめ」（平成 20 年 12 月）においても、建設廃棄物の流れの「見える化」について検討すべきとされている。

今後、建設廃棄物の総合的管理を検討するに当たっては、既存の電子マニフェストシステムを効率的に利用すること、現行の廃棄物処理法においてマニフェスト交付の対象とならない自己運搬及び自己処分についても当該管理システムにおいて報告の対象とすること、適正処理に必要な費用が確実に支払われる仕組みを導入すること及び建設廃棄物の流れについて関係者や行政が把握できるようにすること等を具体的に制度化し、効果的な仕組みとする必要がある。

2 建設発生木材の再資源化等に関する指針の策定

建設発生木材の適正な再資源化等及び再資源化物の活用を促進するため、建設発生木材の再資源化等の方法、処理基準及び再資源化物の活用方法等に関する指針（ガイドライン等）を策定すること。

（説明）

建設リサイクル法により再資源化等が義務付けられている特定建設資材のうち、建設発生木材については、コンクリートやアスファルト・コンクリートに比べて再資源化率が低迷している。

また、再資源化（熱回収を含む。）の方法、再資源化完了の判断、薬剤処理された木材の適切な再資源化の方法等が定められてなく、再資源化物の規格や活用方法等についても不明確である。

建設発生木材の適正な再資源化等を推進するためには、再資源化等の方法、処理基準、再資源化物の規格及びその活用方法等に関する指針（ガイドライン等）を定めるとともに、再資源化物の需要を喚起し、循環利用先を拡大する必要がある。

3 建設汚泥の発生抑制及び再資源化の推進

建設廃棄物のうち、再資源化が低迷し、最終処分量で大きな割合を占める建設汚泥について、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」の対象とならない民間工事においても発生抑制及び再資源化を推進するため、法により、工事間利用等の再生利用や再資源化を義務付けること。

（説明）

建設汚泥については、再資源化が低迷し、産業廃棄物全体の最終処分量において大きな割合を占めているため、発生抑制及び再資源化の推進が必要である。国土交通省直轄の公共工事で発生する汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」により、その再生利用に努めることとされているが、当該ガイドラインの対象とならない民間工事で発生するものについても、発生抑制及び再資源化を推進する必要がある。

建設汚泥は建設資材には当たらないものとされているが、建設リサイクル法で再資源化等が義務付けられる特定建設資材と同様に、法令により再資源化等を義務付ける必要がある。

4 解体工事の工程に係る分別解体等の一層の徹底

解体工事における石綿含有建材の混入防止体制を整備すること。

(説明)

建築物その他工作物の分別解体は建設リサイクル法に基づいて行われているところであるが、解体現場においては未だに重機によるミンチ解体が行われており、その結果としてがれき類や下ごみ等への石綿含有建材の混入が散見される状況にある。

石綿含有建材の混入を防止するために、事前調査の徹底、解体工事の工程に係る分別解体等の一層の強化を図る必要がある。また、石綿含有建材の判別方法等のガイドラインやマニュアルを整備する必要がある。

5 解体系廃石膏ボードのリサイクル促進

建築用内装材料等として広く用いられている石膏ボードのリサイクルの仕組みを確立した上で、建設リサイクル法の特定建設資材として石膏ボードを指定すること。

(説明)

石膏ボードは建築用内装材料等として広く用いられている。しかし昨今の景気の低迷から、他の廃棄物との混合破砕などにより、不適正処理が横行しつつあるとの指摘もあり、また、管理型処分場での処分が義務付けられたことから、管理型処分場逼迫の懸念材料にもなっている。

廃石膏ボードは年間百数十万トン排出されているが、今後さらに増加する見込みであり、そのリサイクル及び適正処理を推進していくことが強く求められている。

廃石膏ボードのリサイクルが進まない大きな要因の一つに、解体系廃石膏ボードをリサイクルする仕組みが確立されていないことが挙げられる。

国土交通省においては、廃石膏ボードの再資源化を目的にした「現場分別解体マニュアル」を作成し、建築物の解体工事や改修工事における石膏ボードの分別解体、管理方法について手順をまとめたところであるが、解体系廃石膏ボードのリサイクルを促進するためには、リサイクルの仕組みを確立した上で、建設リサイクル法において「特定建設資材」に指定されることが必要である。

3 環境問題についての検討状況に係る資料

環境分野における国際協力（報告）

【事業名】 平成25年度青年研修事業「中南米(西語)都市環境管理」コース

【受入期間】 平成25年8月29日から平成25年9月12日まで

【研修員】 16名

国名	人数	性別	所属 / 職位
チリ	2	男	環境省 環境教育部 / 専門職員
		男	環境省 環境教育部 環境保護基金課 / 専門職員
コロンビア	2	女	州環境局 / 専門職員
		男	CORALINA 州環境管理局
コスタリカ	3	男	CAPROBA連合 技術ユニット / 建築士
		女	エレディア地方政府連合 技術ユニット / 技術ユニットコーディネーター
		男	ウバラ市 インフラ整備部 / 建築士
キューバ	1	女	科学・技術・環境省 地方局 / 環境ユニット長
エクアドル	1	男	カタマヨ市 / 環境整備部長
エルサルバドル	1	女	レンパ川水力発電審議会 環境ユニット / 土木衛生エンジニア
グアテマラ	1	女	グアテマラ市 / 環境部長
ニカラグア	1	男	森林庁 第6区マナグア-マサヤ地区 / 管理監視担当
パラグアイ	1	男	ミンガ・グアス市 / 環境部長
ペルー	2	女	環境省 環境の質指導部 / 水質評価専門員
		女	住宅・建築・衛生省 全国建築部 / 環境専門員
ベネズエラ	1	男	国家環境省 / 技術支援専門員

【研修日程】

月日	曜日	時間帯	研修内容	担当
8/29	木	午前	開講式 挨拶、自己紹介、日程および研修の流れの説明	JICA横浜 九都県市
		午後	カントリーレポート発表会	
8/30	金	午前	講義 日本国における環境行政	環境省 埼玉県
		午後	講義 地方自治体における環境行政	
8/31	土	終日	自主研修日	
9/1	日	終日	自主研修日	
9/2	月	午前	講義 視察 「廃棄物処理行政の取組について」、「新港クリーンエネルギーセンター」	千葉市
		午後	視察 「ハイパーサイクルシステムズ 千葉工場」	
9/3	火	午前	講義 視察 「閉鎖系湖沼における水質保全対策」、「手賀沼親水広場」	千葉県
		午後	視察 「北千葉導水ビジターセンター」、「逆井河川浄化(りん除去)施設」	
9/4	水	午前	講義 視察 「水源地域での簡易水道事業の取組」、「青根浄水場」	相模原市
		午後	講義 視察 「ダム湖における水質保全の取組」、「宮ヶ瀬ダム」	
9/5	木	午前	講義 視察 「東京都内のエネルギー有効利用施設」、「晴海アイランド地区 熱供給センター」	東京都
		午後	講義 視察 「東京スカイツリータウン 地域冷暖房施設」、「東京都江戸東京博物館」	
9/6	金	午前	講義 「環境研究、市民活動支援、環境教育などの取組」	神奈川県
		午後	視察 「神奈川県環境科学センター」	
9/7	土	終日	自主研修日	
9/8	日	終日	自主研修日	
9/9	月	午前	講義 視察 「水質保全行政(し尿処理、浄化槽汚泥)への取組について」、「大宮南部浄化センター」	さいたま市
		午後	講義 視察 「下水処理センター」、「さいたま新都心浄化プラント」、「大宮盆栽美術館」	
9/10	火	午前	講義 視察 「大気環境行政について」、「川崎市環境総合研究所」	川崎市 横浜市
		午後	講義 視察 「横浜スマートシティプロジェクトの取組について」	
9/11	水	終日	総括レポート等の作成・発表準備	埼玉県
9/12	木	午前	総括レポート発表会	JICA横浜 九都県市
		午後	閉講式 評価会、パーティー	

平成25年度 節電及び地球温暖化防止キャンペーンの概要

1 目的

九都県市が自らの率先行動の取組を示すとともに、住民・事業者自らが省エネルギーや節電などを含めた地球温暖化防止への取組の重要性を理解し、率先して行動するように、「ライフスタイルの実践・行動キャンペーン」を実施している。

2 事業期間

平成25年5月1日～平成26年4月30日（通年実施）

※従来の夏・冬のライフスタイルの実践行動を一本化

3 キャンペーンテーマ

「つづけよう」「ひろげよう」省エネ・節電

～地球の未来のために～

4 取組内容

(1) 「ライフスタイルの実践・行動」キャンペーン

ア 各都県市における率先取組・クールビズの実施

冷房の適温設定、照明の間引き、エレベーターの運転台数の削減、OA機器の省エネモード設定等により省エネルギー・節電への取組を実施した。

また、平成25年5月1日から平成25年10月31日までの間、九都県市で一斉にクールビズの取組を行った。

イ ポスター等の掲出等による普及啓発

ポスター、ステッカー及びマグネットを作成し、これらの配布・掲出を通じて、住民・事業者に節電及び地球温暖化防止に向けた取組への協力を呼びかけた。

(ア) 作成物・作成枚数

a ポスター（A2判）	10,000枚
b ポスター（B1判）	100枚
c ポスター（B3判）	8,700枚
d ステッカー	9,000枚
e マグネット	4,500組（2種1組：計9,000個）

(イ) 配布・掲出箇所

- a JR東日本の首都圏在来線車両（下記(ウ)を参照）
- b 私鉄主要駅（下記(エ)を参照）
- c 各都県市における民間のオフィス・店舗等事業所や公共施設等

(ウ) JR東日本の首都圏在来線車両へのポスター（B3判）掲出の概要

- a 掲出路線 京浜東北線・根岸線、横浜線、南武線、鶴見線、相模線、埼京線、りんかい線、山手線、常磐線、中央線快速、中央総武線各駅停車、京葉線、青梅線、五日市線、武蔵野線、横須賀・総武線、宇都宮・高崎線
- b 掲出期間 平成25年6月24日～平成25年7月7日（宇都宮線・高崎線）
平成25年7月1日～平成25年7月14日（宇都宮線・高崎線を除く全路線）
- c 掲出位置 電車内「まど上」（下記写真参照）



<ポスター (A 2 判・B 1 判)>



<ステッカー>



<ポスター (B 3 判)>



<マグネット (2種)>

(エ) 首都圏私鉄主要駅へのポスター（B1判）掲出の概要

a 掲出駅

(小田急線) 新宿駅、代々木上原駅、下北沢駅、登戸駅、町田駅、海老名駅、本厚木駅、藤沢駅、相模大野駅

(東急線) 東横線：渋谷駅、中目黒駅、自由が丘駅、武蔵小杉駅、日吉駅、横浜駅
田園都市線：二子玉川駅、溝の口駅
目黒線：目黒駅

(京王線) 新宿駅、明大前駅、仙川駅、府中駅、京王八王子駅、京王多摩センター駅、橋本駅、渋谷駅、下北沢駅、吉祥寺駅

(京成線) 上野駅、日暮里駅、青砥駅、高砂駅、八幡駅、船橋駅、京成津田沼駅、八千代台駅、勝田台駅、成田駅、幕張本郷駅、千葉駅、千葉中央駅

(東武線) 浅草駅、北千住駅、新越谷駅、大宮駅、柏駅、船橋駅、池袋駅、和光市駅、朝霞台駅、志木駅、川越駅

(西武線) 池袋駅、西武新宿駅、高田馬場駅、所沢駅、練馬駅、石神井公園駅、大泉学園駅、ひばりヶ丘駅、田無駅、新所沢駅、国分寺駅

(京浜急行線) 品川駅、京急川崎駅、横浜駅、上大岡駅

b 掲出期間 平成25年7月1日～平成25年7月14日（全駅共通）

c 掲出位置 駅構内（下記写真参照）

(2) 広域的取組との連携

関西広域連合・中部圏知事会・四国地球温暖化対策推進連絡協議会と連携して普及啓発を実施

(3) ホームページを活用した情報提供 (<http://www.tokenshi-kankyo.jp/>)

節電及び地球温暖化防止に係る普及啓発活動、各都県市における節電の取組、関係機関の節電に関する情報を掲載した関連ページのリンク先や地球温暖化に関する基礎情報などを掲載することで、住民や事業者などへの啓発を行った。

【写真：電車内「まど上」】



< 山の手線 >

【写真：駅構内】



< 西武池袋駅 >

地球温暖化の適応策に関する調査研究の概要

1 目的

温暖化対策のうち緩和策と表裏一体で取り組むべき適応策について、温暖化対策をリードする九都県市の温暖化対策担当者間で情報や問題意識の共有を図り、各都県市での適応策の取組を促進するとともに、広域的に取り組むべき内容を検討する。

2 取組内容

(1) 適応策について（環境省関東地方環境事務所の研究会と共同で実施）

- ・ 適応策の概念、取り組む必要性、世界的な潮流について認識を共有した。

適応策の概念

- ・ 適応策：気候変動の悪影響への対応（ゲリラ豪雨、熱中症、米の品種育成も）
- ・ 緩和策：気候変動を予防する CO2 抑制対策

取り組む必要性

- ・ 最も厳しい緩和策を取っても気候変動の悪影響は避けられないため、緩和策のみならず、適応策を取る必要がある。

世界的な潮流

- ・ 世界各国で適応計画を策定済み：英国、米国（NYC）、EU、韓国ほか

- ・ 国の検討状況と今後の方向性について認識を共有した。

- ・ H26 年度末 国で総合的な適応計画を策定（→後に H27 年夏に延期）

(2) 適応策検討の先進事例に関する報告について

- ・ 長野県や東京都から有識者を交えて庁内的に検討してきた内容や海外の先進事例を基にした今後の対応方向について、講義を受け、認識を共有した。

長野県

- ・ 法大研究者が入り庁内 7 部と気候変動の影響を評価した。

東京都

- ・ 海外の先進国・途上国や都市で飛躍的に拡大している適応計画の策定の動き

(3) 適応策の内容と適応策ガイドライン及び簡易予測ツールについて

- ・ 適応策の一般的な内容について説明を受け、情報等の認識を共有した。
- ・ 複数の研究者が都道府県・政令指定都市向けに策定した適応策ガイドライン及び簡易推計ツールについて説明を受け、認識を共有した。

適応策ガイドライン

- ・教科書としては必要だが、内容が研究者向けである。もっと易しい内容にすべきである。

簡易推計ツール

- ・一都三県の気候変動の予測結果を地図化した。予測メッシュの大きさ、ツールを使うために必要なソフトの値段等に改善の余地がある。

(4) 各都県市及び広域的に取り組むべき内容等の整理

- ・各都県市が適応策を実装するために取り組むべき内容を整理した。

課題の整理

- ・取組方法、庁内理解を得る方法について整理
(取組方法の大きななごれ)
 - i) 一定の予測結果の共有→ii) 全庁的にリスク評価を行う方針策定
 - iii) 必要な場合は各事業所管部署で適応策検討

- ・当初予定していた「広域的に取り組むことが必要と考える事項や課題」と、これを受けた「必要があると認められる場合には国等の関係機関に要望する」点については、来年も当該WGで更に検討を進める方向で検討する。

平成 25 年度 再生可能エネルギーの導入促進事業報告の概要

1 再生可能エネルギー活用セミナー

(1) 目的

太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギーの導入促進を図ることを目的とし、再生可能エネルギーを導入しようとする事業者等を対象に、太陽熱利用等の最新技術などを紹介するセミナーを開催し、普及啓発を行う。

(2) 開催日等 (今後予定を含む)

開催日	担当都縣市	定員数
11月7日(木)	神奈川県域(神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市)	200名
11月13日(水)	千葉県域(千葉県、千葉市)	200名
11月20日(水)	東京都	250名
11月28日(木)	埼玉県域(埼玉県、さいたま市)	250名
		合計 900名

(3) セミナー内容

- 「事業者を対象とした太陽熱利用の導入手法や最新動向の紹介」について講演
(ソーラータウンデザインコンペティション*の取組についても紹介)
- 各都縣市の取組について情報提供
- 九都縣市首脳会議環境問題対策委員会地球温暖化対策特別部会にて作成した、「熱は熱で」PR動画を放映
- 講師はソーラーエネルギー利用推進フォーラム職員
*ソーラータウンデザインコンペティションとは、ソーラーエネルギー利用推進フォーラム主催の太陽熱を活用した街づくりのデザインコンクールです

2 太陽熱利用機器の普及啓発

(1) 目的

再生可能エネルギーの中でも太陽熱利用機器について、住民を対象として太陽熱を利用する魅力を認識してもらうために効果的かつ広域的な普及啓発を図る。

(2) テーマ

「熱は熱で」

(「給湯や暖房など比較的低温で利用される熱は、なるべく太陽熱などの再生可能エネルギーによって生み出される熱で賄いましょう」という考え方)

(3) 取組内容

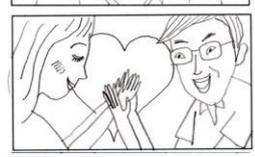
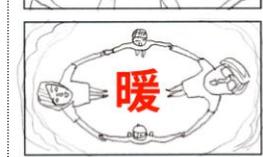
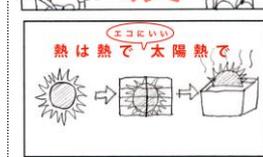
- 「熱は熱で」PR動画の放映による住民・事業者への周知
PR動画を作成し、各都縣市の放映媒体を活用して、太陽熱利用の有効性に関する普及啓発を実施した。
また、趣旨に賛同していただいた団体・事業者等の協力により、各企業の放映媒体等による普及啓発を実施した。

・「熱は熱で」PR 動画概要

「太陽の熱で給湯と暖房ができる」ということが視覚的にわかる 30 秒のアニメーション。

(動画イメージ*)

熱は熱でまかなって太陽熱／オペラ篇 30 秒

	<p>(コーラス) 熱は熱で 太陽熱で</p>		<p>(男) ずっと続く</p>		<p>(NA) 愛は冷めても、 ずっとあったか。</p>
	<p>(男) 結婚しよう。 あったかい</p>		<p>(女) あたたかい家庭</p>		<p>(コーラス) 熱は熱で エコにいい 太陽熱で</p>
	<p>家庭を 築くんだ。</p>		<p>(女) ずっと続く</p>		<p>(NA) 世のため、 自然のため。</p>
	<p>(女) 太陽の熱は お湯と暖房に</p>		<p>(男) お湯と</p>	<p>世のため、自然のため。 協力企業</p>	<p>もっと使おう、 太陽熱。</p>
	<p>使えるから。</p>		<p>暖房～</p>	<p>もっと使おう、 太陽熱。</p>	

*コンテ企画段階のものであり、イラストレータ等は変更されています。

・放映媒体

各都県市で利用可能な放映媒体 (HP、関連施設モニターなど) 及び趣旨に賛同していただいた団体・事業者等の放映媒体 (HP、事業所・展示場のディスプレイなど)

○ホームページを活用した情報提供

九都県市の HP へ太陽熱利用に関する基礎情報や関連情報のリンク先などを掲載することで、住民や事業者などへの情報提供を行った。

連携協力して行うディーゼル車対策について

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の記事により平成15年10月に開始したディーゼル車運行規制が、10月に10年の節目を迎えた。

九都県市の大気環境は大幅に改善されたものの、いまだに不適合車両の運行が確認されることから、「ディーゼル車規制10年」をテーマに以下の取組を実施。

九都県市一斉取組の実施

実施日：平成25年10月29日（火）

内容：高速道路サービスエリアやトラックターミナル等における車両検査及びリーフレット等による啓発

埼玉県・さいたま市	関越自動車道 高坂SA（上下線）
千葉県・千葉市	東関東自動車道 湾岸幕張PA（上下線）
東京都	京浜及び葛西トラックターミナル
神奈川県・横浜市	東名高速道路 海老名SA（上下線）
川崎市・相模原市	

啓発活動

実施期間：平成25年10月1日～10月31日（1か月間）

内容：高速道路サービスエリア・パーキングエリアにおけるポスター掲示・テーブルステッカーによる啓発

(1)ポスター掲示（76か所90枚）

- 【東 名】足柄SAほか
- 【中 央】談合坂SA
- 【東 北】佐野SAほか
- 【関 越】高坂SA、上里SAほか
- 【上信越】横川SAほか
- 【常 磐】守谷SAほか
- 【東関東】酒々井SAほか
- 【館 山】市原SA

(2)テーブルステッカー（4か所67枚）

- 【首都高】平和島PA、八潮PA
大黒PA、市川PA



(テーブルステッカー)



(ポスター)

東京湾環境一斉調査について

1. 環境調査

(1) 調査基準日

平成 25 年 8 月 7 日（水）

なお、基準日の前後に実施された調査についても対象とした。

（平成 24 年度調査基準日：平成 24 年 8 月 1 日（水））

(2) 参加機関

※129 機関・団体

（注）環境調査のほか生物データ収集や環境啓発活動に参加した機関も含む。

（平成 24 年度調査：145 機関・団体）

(3) 調査地点

※海域 444 地点、陸域 244 地点 計 688 地点

（平成 24 年度調査：海域 460 地点、陸域 443 地点 計 903 地点）

(4) 調査項目

海域又は河川において、溶存酸素量（DO）、化学的酸素要求量（COD）、水温、塩分、流量、透明度等の環境調査を実施した。

(5) 調査結果

海域の溶存酸素量（DO）及び河川の化学的酸素要求量（COD）の測定値の一部を使用して、東京湾の底層DO分布図や代表的な河川のCOD分布図を作成するなど、結果概要を東京湾再生推進会議ホームページ上の東京湾環境一斉調査のページに掲載した。

※参加機関数及び調査地点数は平成 25 年 9 月 19 日時点。

（調査取りまとめ）

東京湾再生推進会議モニタリング分科会（事務局：海上保安庁）

2. 生物データ収集

平成 25 年 4 月から 9 月に実施した底生生物や魚類などの生物調査の結果を収集した。

3. 環境啓発活動

東京湾岸及び流域の事業者や住民の方々に東京湾再生への関心を醸成するため、東京湾環境一斉調査に関連した様々な環境啓発活動を実施した。

川崎市	<ul style="list-style-type: none">○水環境体験ツアー・講義及び水沢の森の湧水地等を視察・長沢浄水場の見学及び生田緑地の湧水地を視察・入江崎水処理センター（下水処理場）の見学・東京湾の船での視察及び人工海浜（東扇島東公園）での生き物観察
-----	--

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び 国の財政支援策の拡充等に関する要望について

平成25年7月25日

九都県市の緑地は、都市化の進展により現在もなお減少を続けています。一方、都市における緑地は、良好な景観の形成をはじめ、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の軽減、防災機能など、多岐にわたる公益的機能を有しており、緑地が果たす役割への期待は、今まで以上に高まりを見せています。

九都県市においては、こうした緑地が持つ公益的機能を十分に活かし、自然と共生した快適な生活環境を確保していくため、緑地の保全・創出・再生が重要な課題となっています。

このため、必要な法令改正の措置を講ずるとともに、国の財政支援策の拡充を図るよう、九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたします。

総務大臣	新藤義孝様
財務大臣	麻生太郎様
国土交通大臣	太田昭宏様
環境大臣	石原伸晃様

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	猪瀬直樹
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市市長	阿部孝夫
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫

(別紙)

1 法律に基づく近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、緑地保全地域及び歴史的風土保存区域、並びに九都県市それぞれ独自の条例等に基づく緑地（以下「保全緑地」）に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、土地所有者が緑地を持続的に保有できるよう、税負担の軽減措置を講じていただきたい。

また、市民緑地や公園用地として借地している樹林地についても、相続税の評価減の割合を引き上げるなどの措置を講じていただきたい。

2 保全緑地の公有化に係る譲渡所得の特別控除額の引き上げなど、制度の拡充を図っていただきたい。

3 地方公共団体による緑地や公園の用地取得・整備、保全緑地の維持管理に対する財政支援策を充実していただきたい。

4 緑化地域制度について、適用除外となる建築物の見直しを図るとともに、地方公共団体が柔軟に運用できるよう、制度の拡充を図っていただきたい。

5 地方公共団体が交付する緑地保全奨励金等は、非課税にしていただきたい。

6 物納された緑地を地方公共団体が優先して保全できるように、無償貸付する制度を新たに構築していただきたい。

7 買取り申出のあった生産緑地を地方公共団体が買い取るための財政支援策を講じていただきたい。

(要望内容の趣旨)

九都県市においては、減少が続く緑地を保全・創出・再生するために様々な事業を推進しています。

緑地の保全に係る税制面については、これまで相続税等の軽減など優遇措置が図られてきましたが、依然として相続税対策に伴う緑地の減少が九都県市の大きな課題となっています。

また、市街化が進む九都県市では、ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の負荷の低減に資するため、それぞれの自治体が独自に緑地保全や緑化推進制度の創設などに努めておりますが、より一層効果的な事業の展開が求められています。

そこで、次のとおり要望します。

- 1 高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因の一つとなっており、首都圏における緑地減少の大きな要因となっている。

そこで、緑地のもつ公益的機能を確保する観点から、保全緑地について、土地所有者が緑地を持ち続けられるよう、相続税の納税猶予制度の創設、評価減の拡充など税負担の軽減策を講じていただきたい。

また、市民緑地や公園用地として借地している樹林地についても、相続税の評価減の割合を引き上げるなどの措置を講じていただきたい。

- 2 保全緑地の指定を推進するため、特別緑地保全地区や条例等に基づく緑地の用地買取りに伴う譲渡所得の特別控除額の引上げに加え、連続した年度の買取りも控除対象とできるようにしていただきたい。

- 3 地方公共団体においては、緑地の保全や都市公園等の整備など緑地を確保するための様々な施策を展開している。

今後これらの施策を一層推進する必要があることから、地方公共団体による緑地や公園の用地取得、整備に対する財政支援を拡充するとともに、保全緑地の維持管理に係る財政支援策を構築していただきたい。

- 4 地方公共団体では良好な都市環境の形成を図るために、緑が不足している市街地などにおいて、緑化を推進するための様々な施策を展開している。

今後、市街地の緑化を一層推進するため、一定以上の建築物の新增築に伴い敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける緑化地域制度について、現在適用除外となっている、建ぺい率の限度が10分の8とされている地域内で、かつ防火地域内にある耐火建築物などについても規制が適用されるよう見直しを図っていただきたい。また、緑化面積の算出方法などを地方公共団体が柔軟に運用できるよう、制度の拡充を図っていただきたい。

- 5 土地所有者が緑地を持ち続け、良好に維持管理できるよう、地方公共団体では土地所有者の理解と協力のもと、条例等に基づき様々な保全施策を講じ、土地所有者に対して緑地保全奨励金等を交付している。

この緑地保全奨励金等は課税されていることから、その制度の趣旨を尊重して非課税措置を講じていただきたい。

- 6 九都県市が緑地保全策の対象にしている土地の相続税の物納に当たっては、九都県市が優先的に保全できるよう、当該物納地を無償貸付する制度の創設を図っていただきたい。

- 7 生産緑地地区は市街化区域内の農地として優れた緑地機能を有しているが、営農者の死亡等により買取り申出がされても、多くの地方公共団体は財政上の理由から買取りができずに、生産緑地地区の指定を解除している。

そこで、生産緑地地区の緑地機能を継続するため、買取り申出のあった生産緑地について地方公共団体による買取りを推進できるよう、補助制度の創設をお願いしたい。

4 防災・危機管理対策についての 検討状況に係る資料

首都圏における地震防災対策の充実強化等

東日本大震災は東北地方だけではなく、首都圏においても住宅やライフライン、農地などに深刻な被害をもたらした。また、鉄道が運行を停止したことにより大量の帰宅困難者が発生し、迅速で正確な情報提供や一時滞在施設の確保・誘導など様々な課題が顕在化した。

首都直下地震についてはかねてから切迫性が指摘されていたが、最新の知見によれば、従来の想定を上回る被害が発生するとされている。我が国の政治・経済の中心である首都圏が、ひとたび、そのような大地震に見舞われた場合には、住民の生命、財産はもとより、社会のあらゆる分野に甚大な被害が生じ、国際社会にも重大な影響が及ぶことになる。

そこで、首都直下地震等による被害を軽減するとともに首都中枢機能を維持するためには、今回の震災の教訓を踏まえつつ、地震防災対策の一層の充実強化を図る必要がある。また、対策を迅速かつ的確に実施していくためには、国と九都県市が協働していくことが不可欠である。よって、下記事項について提案する。

記

- 1 高層建築物への長周期地震動対策を早急に取りまとめ、建物所有者等へ対策を講じるよう要請するとともに、必要な支援策もあわせて検討し、実効性を担保すること。
- 2 首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画の策定や検討にあたっては、国の役割を明確にした上で、自治体や関係機関等の意見を十分に尊重すること。
- 3 帰宅困難者対策の一環として一時滞在施設の確保を推進していくため、下記の事項に取り組むこと。
 - (1) 国の庁舎及び関係機関の所有または管理する施設について、発災時に、市

区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できるようにすること。

(2) 「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を、早期に実現すること。

(3) 一時滞在施設に協力をした民間事業者の負担を軽減するため、民間事業者が負担した費用に対して、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること。

(4) 一時滞在施設に協力をした民間事業者に対する、法人税の軽減などの税制措置を行うこと。

4 被災者の生活再建支援の根幹となる被害認定調査について、被災自治体間で不均衡を生じさせることなく調査を迅速かつ公正に実施するため、国が主体となって人材育成の機会を充実するなど、全国的な支援体制を構築すること。

5 平成 23 年度に実施された緊急防災・減災事業は、平成 25 年度まで継続されているが、津波浸水区域内にある公共施設等の移転、津波避難施設や避難路の確保、避難所の防災機能の強化等については、計画から実施完了まで長期間を要することから、平成 26 年度以降も事業を継続すること。

6 首都直下地震等の大規模災害が発生した際に、国と地方の関係機関が連携して、被災地への支援が迅速に実施できるよう、首都圏と東北・北陸・中部・関西各方面との高速道路の JCT 等、交通の結節点周辺や空港、港湾周辺等に複数の基幹的広域防災拠点を整備すること。

とりわけ、関西圏・中部圏との結節点である相模原市と横浜市の次の 2 か所については、熟度が高いと考えられることから、国においても十分に検討されたい。

- ・八王子 JCT 周辺（相模原市 相模総合補給廠の一部）
- ・横浜町田 IC 周辺（横浜市 上瀬谷通信施設の一部）

首都圏における国民保護の推進等について

我が国の政治・経済の中心である首都圏は、複数の国際空港や国際港湾を擁しており、武力攻撃事態や大規模テロ等の発生時には、首都機能や経済機能に重大な影響が出ることが予想され、また、事態の対処は、自治体の枠組みを超えるものと危惧される。

そこで、国においては、平成16年に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を制定し、平成17年には「国民の保護に関する基本指針」を策定し、九都県市においては、「国民保護計画」の策定をはじめとした体制を整備したところである。また、九都県市地震防災・危機管理対策部会では、毎月の危機管理対策担当者会議や研修会等を通じて、首都圏の特殊性を踏まえた連携体制の充実等の対策の推進を図っている。

しかし、物資の備蓄や広域避難などの具体的内容については、国は未だ明らかにしていない。国民保護措置は法定受託事務であることから、まず国と自治体との役割を整理したうえで、費用については国で負担する必要がある。

このため、国においては、国民保護の推進のため、強いリーダーシップを持ってさらなる具体的な対応を図るよう、下記の事項について提案する。

記

- 1 武力攻撃事態や大規模テロ等に備えるため、物資及び資材等の備蓄に当たっては、以下のとおり整備すること。
 - (1) NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害等に対処するための物資及び資材等は、国の責任において確保すること。また、物資及び資材等の備蓄施設、有事の搬送方法について、指針を示すこと。
 - (2) 国は、自治体と意見交換を行い、国と自治体との役割を明示し、自治体が備蓄する場合においては、物資及び資材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。
- 2 迅速かつ円滑な住民の広域避難を実施するために、国においては、広域避難・救援に関して具体的検討を進め、国が行う指示事項と都道府県・市区町村が行う業務内容を明確にした対処マニュアル等を策定すること。

また、住民避難の実施にあたっては、首都圏の公共交通機関をはじめとする関係機関の総合調整を行うこと。
- 3 国は、国民保護に係る事業を円滑に推進するため、住民の理解を深める啓発に主導的に取り組むこと。
- 4 国は、自治体が生物剤などを使用したテロを想定した訓練を実施するにあたり、訓練に従事する職員に対して指導、助言する専門的な窓口の設置と、専門的な知識を有する職員を養成するための実践的な研修の場を設けること。
- 5 緊急事態における国民及び自治体への情報伝達について、伝達手段や情報発信基準等を明確にし、迅速かつ適切な情報伝達を行うこと。

九都県市新型インフルエンザ対策検討部会の取組

平成25年の取組状況

当部会は、平成19年7月に設置され、病原性の強い新型インフルエンザの発生に備え、首都圏を構成する九都県市の連携による広域的な取組の必要性があるとの共通認識の下、これまで様々な対策の検討を実施してきた。

毎年の活動として、国への要望活動、自治体職員及び関係事業者向け研修会の開催及び九都県市防災・危機管理対策委員会のホームページに設置した部会のページを介した部会活動の住民への周知を行ってきた。平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、ますます九都県市間の連携した取組が必要なことから、今後も引き続き、病原性の高い新型インフルエンザ等の発生に備えた対策の検討を進めていく。

1 平成25年新型インフルエンザ対策研修会

九都県市職員及び九都県市内事業者向け研修会

日時：10月18日（金）14時00分～17時00分

場所：川崎市高津市民館大ホール

対象：九都県市及び1都3県の市町村（特別区を含む）職員及び九都県市内医療及びライフライン関係事業者（計374名）

内容：講演1

P a n d e m i c に備える

講師：厚生労働省健康局結核感染症課

新型インフルエンザ対策推進室長 井上 肇 氏

講演2

新型インフルエンザ等対策について

講師：内閣官房新型インフルエンザ等対策室

内閣参事官 西辻 浩 氏

2 検討部会等の開催

新型インフルエンザ等対策に関する情報共有、各種取組の検討、特別措置法施行に伴う課題等について協議・検討するため、検討部会及び担当者会議を次のとおり開催した。

(1) 3月11日（月）

(2) 5月20日（月）

(3) 9月26日（木）

3 住民への活動の周知

防災・危機管理対策委員会のホームページに掲載した当部会のページに、研修会等の実施結果を掲載し、住民に対して活動の周知を行った。

URL

<http://www.9tokenshi-bousai.jp/influenza/torikumi.html>

平成25年今後の取組

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行及び行動計画やマニュアル等の作成に向けた各自治体での対応について、情報交換・共有を行うとともに、引き続き、九都県市間で連携した広域的な取組内容について検討し、病原性の高い新型インフルエンザ等の発生に備えた対策の検討を行う。

これまでの歩み

年	月	事項等
平成19年	5	第51回八都府市長首脳会議で川崎市長提案『新型インフルエンザ対策の広域的な取組を』
	7	
	7	7/9 新型インフルエンザ対策検討部会 第1回開催
	12	12/21 情報伝達訓練実施
	12	
平成20年	5	5/21 情報伝達訓練実施
	6	6/27 国への要望活動実施
	10	10/13 事業者向け研修会開催
	11	内閣官房副長官：阿部川崎市長 厚生労働省：事務局（川崎市）
	12	
平成21年	1	1/13 職員向け研修会開催
	7	7/28 事業者向け研修会開催
	8	8/28 部会ホームページ公開開始
	9	9/14 学校休業PT立ち上げ
	10	10/30 国への要望活動実施
	11	11/9 職員向け研修会開催
平成22年	3	3/15 学校休業PTの検討報告
	5	5/11 第1回研修会開催
	7	7/26 A/H1N1 検証結果の報告
	8	8/6 国への要望活動実施 8/9 第2回研修会開催
	10	10/26 第3回研修会開催
平成23年	7	7/11 第1回研修会開催
	10	10/18 第2回研修会開催
	11	部会の常設化
平成24年	3	3/12 第1回会議開催（担当者会議）
	4	4/17 第1回防災・危機管理対策委員会での報告
	5	5/21 第2回会議開催（検討部会及び担当者会議）
	7	7/11 第1回研修会開催
	9	9/24 第3回会議開催（検討部会及び担当者会議）
	10	10/19 第2回研修会開催
11	11/7 国への要望活動実施	
平成25年	3	3/11 第1回会議開催（担当者会議）
	4	4/16 第1回防災・危機管理対策委員会での報告
	5	5/20 第2回会議開催（検討部会及び担当者会議）
	9	9/26 第3回会議開催（検討部会及び担当者会議）
	10	10/18 研修会開催

新インフルエンザへの対応及び検証

学校休業検討

部会のあり方の検討

国要望
検討

座長・事務局の輪番制

5 首脳会議で提案された諸問題についての
検討状況に係る資料

女性の活躍による経済活性化検討会 検討概要

1 経済団体への要請

各都県市の経済団体に対し、「女性の活躍による経済活性化」に向けた取組を要請した。

2 推進イベントへの出展

埼玉県で9月14日（土）、15日（日）に開催した「SAITAMA Smile Women フェスタ」（来場者数約18,000人）における九都県市合同パネルディスカッションの開催及び共同ブースの出展（来場者数約350人）を行った。

【九都県市合同パネルディスカッション】



（コーディネーター）



（パネリスト）

【共同出展ブース】



3 女性が活躍している成功事例等の情報発信

各都県市の女性が活躍している成功事例等を発掘し、女性向け総合サイトである「埼玉版ウーマノミクスサイト」から広く情報発信するとともに、「第8回首都圏連合フォーラム（テーマ：女性の活躍による首都圏経済の活性化）」に向けて、取組・事例資料の作成を行った。

【ウーマノミクスサイトのイメージ】



女性が活躍している企業の
成功事例・先進事例・取組事例等を紹介しています！

これまで発掘した企業一覧
 ○○株式会社 ○○○株式会社
 株式会社○○○ （株）○○
 株式会社○○ ○○○○（株）



居所不明児童生徒対策研究会報告書（概要）

1 研究会設置の経緯

文部科学省の平成24年度学校基本調査により、住民票がありながら1年以上居所が不明の学齢児童生徒、いわゆる「居所不明児童生徒」が、全国で976名存在することが明らかとなっている。

すべての児童生徒に就学の機会を保障する観点から、学校現場において現地調査をするなど、教育委員会は実態把握に努めてきたが、調査には限界があり、対応に苦慮していた。そのため、住民基本台帳法第13条における通報による対応が主流となり、所在を確認し、就学を促すという根本的な対策となっていないのが実情であった。

さらに、大阪府富田林市において、居所が不明の児童が事件に巻き込まれたおそれがあると大きく報道されて社会問題となり、居所が不明の児童生徒の中には、必要な支援が行き届いていないケースが存在すると思われるようになった。

また、全国の居所不明児童生徒の約半数が九都県市の区域で生じており、特に大都市部において特徴的な課題であると考えられる。

そのため、今後の情報共有の方法、教育委員会、児童相談所、福祉事務所等との連携の在り方、児童生徒の安否の確認等の課題について九都県市で研究することとなった。

2 居所不明児童生徒の原因

居所不明となった原因については、本人及び保護者と接触できないことから、特定することは困難であるが、推測すると次のようなケースが考えられる。

- ・住民登録を残したまま、海外転出するもの（保護者が外国籍である場合が多い。）
- ・DV、ストーカー被害、多重債務などにより緊急避難するもの
- ・住民登録を残したまま、短期間に居所を転々とするもの

そして、これらの中には就学前から所在が確認できないケースが多く、それらの家庭には、乳幼児健康診断や予防接種等を受診していないため、保健所等が所在の確認に努めたが、判明しなかったものも多い。

さらに、ネグレクトなどの児童虐待をしているため、又はその発覚をおそれるがために、公的な場に現れないといった危険なケースも考えられる。

3 居所不明児童生徒の対策と課題

本研究により、今後取るべき対策と課題が、次のように明らかになった。

(1) 不就学と児童虐待

最初に、不就学に対する考え方を整理しておく必要がある。従来、教育の現場では、児童生徒に教育を受けさせる保護者の義務を全うさせるため、居所不明児童生徒の対応に努めてきた。しかし、昨今の事件を踏まえ、就学させないことは保護者による児童虐待（ネグレクト）であるとの認識に立ち、より積極的かつ速やかに、その解消に努める必要がある。

これに関しては、厚生労働省から本年6月11日に「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」が通知されており、①就学時健康診断が未受診である。②学齢期に至っても不就学である。③住民基本台帳に登録されている自治体に居住実態がなく、状況把握が困難である。といった特徴を有する家庭は虐待の発生リスクが高く、支援について検討が必要な家庭と考えられるとして、児童虐待担当部門に対し、対応に万全を期すよう求めている。

今後、教育委員会と児童虐待担当部門は、虐待防止の視点に立ち、連携して行動していかなければならない。

(2) 自治体間・関係機関間における連携と情報共有

各自治体には住民の様々な情報が記録されているが、居所不明児童生徒に関し、情報共有の仕組みが不十分である。

関係機関間の連携を密にし、情報共有を促進することにより、速やかな実態解明に努める必要がある。

さらに、自治体間の連携についても、各自治体における情報共有の取組について相互理解を進めながら、一層強化していく必要がある。

ア 教育委員会間の連携

- ・居所不明児童生徒の家庭が住民票異動をした場合や居住地を異動した情報を得た場合に、速やかに転出先教育委員会へ連絡すること。これにより、当該教育委員会は素早く就学を促すことができる。

- ・児童生徒が住民票を異動せずに転住し、学齢簿を編製して就学を認めた場合は、本人及び保護者の個人情報保護に十分配慮しながら、保護者同意の下で、前住所地の教育委員会へ通知すること。

イ 他部局との連携

- ・就学時健康診断や新入学保護者説明会に来ない家庭については、必要に応じて保健所等の乳幼児健診時などの情報を得るように努めること。

- ・居所不明児童生徒は、支援を要する児童であるものとして、要保護

児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）において、福祉事務所、児童相談所等の児童福祉関係部局との連携により対応すること。

（３）個人情報保護

情報の共有において、最も障害となるのが、個人情報保護の壁である。

学校教育法施行令第 21 条により、教育委員会は出席の督促をしなければならないと定められていることから、保護者の居所を把握する必要はあるが、現在、教育委員会に、児童生徒の居所を調査する法的権限は無い。

ただし、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の規定により、児童虐待の通告義務、福祉事務所及び児童相談所による調査、協議会による情報交換や対外的な情報提供の協力要請等が定められており、教育委員会が協議会において、児童福祉関係部局と連携する場合は、地方公務員法その他の法令による守秘義務及び個人情報の保護に関する法律に違反することはないと考えられる。

また、各自治体における個人情報保護条例については、個人情報保護制度に係る、いわゆる審議会における個人情報の目的外利用及び外部提供の承認を得ることで対処できるものもある。

（４）海外転出（出入国管理）

日本国籍を有する者の出帰国記録については、東京入国管理局へ照会することが可能となったことから、積極的に利用する。

ただし、一回の照会では 3 年間分に限られること、照会の際の氏名はパスポート上の表記とされ、特に氏名が外国籍の親の母国でつけられるような名前である場合は、対応が困難であることなどの課題がある。

また、重国籍の子どもが日本以外のパスポートで出国した場合は、パスポートの表記氏名が不明なため照会ができない。

（５）緊急避難者情報の共有（庁内・庁外）

緊急避難の場合は、本人及び家族の安全確保を最優先にしなければならない。そのため、保護者の希望により前住所地の教育委員会に通知されない場合がある。文部科学省からは、保護者の意向を踏まえつつ、可能な限り、前住所地の教育委員会に通知するよう通達されており、保護者の信頼を得られる方法が求められる。

したがって、現状での対応としては、新住所や学校名は伏せるなど必要最小限の情報のみを通知し、通知を受けた教育委員会は、異動先自治体名のみを記録し、除籍するなどの配慮をする。しかし、市町村の規模によっては、市町村名がわかっただけで居所が突き止められる可能性があるため、その場合には、転籍確認済みと記録することが考えられる。

また、通知は必ずしも文書による必要はなく、電話連絡も可能であるが、その際は十分に相手方の確認に努める。

なお、これらの方法では、前住所地の教育委員会には、避難先市町村が判明する。そこで、危険性が高い場合、例えば避難先市町村名を伏せるために、仲介可能な機関を経由することが可能になれば、保護者の同意を得やすくなる。このような、より安全な連携体制の確立が求められる。

(6) 要保護児童対策地域協議会の活用

児童福祉法第 25 条の 2 において、地方公共団体には「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」と規定されている。

九都県市各自治体にあつては、既に協議会に参加し、関係機関との連携を進めているところであるが、協議会は、児童福祉の面から必要な調査、質問等を行うことが可能であり、居所不明児童生徒の実態把握に非常に有効な組織であることから、更に積極的な利用に努める。

4 研究会の成果

本研究会で共同研究することにより、該当児童生徒の所在確認や転居先への学籍の引継ぎなどの先進事例の情報交換が進んだことで、九都県市における居所不明児童生徒の対応が向上した。

また、これまでは学齢児童生徒に関して所在の確認をしていたが、該当の児童生徒は入学以前から居所が不明であるケースが多いため、教育委員会と児童福祉部門との積極的な連携により、居所不明児童生徒の未然防止に向けた早い時期からの対応も進んできた。

さらに、重篤な事件の発生などにより、居所が不明の家庭は虐待のリスクが高いとの視点に立ち、強い危機感を持つようになった。

なお、平成 25 年度学校基本調査速報によると、居所不明児童生徒数は、全国で約 300 名減の 669 名となった。九都県市では、約 160 名減の 373 名となり、前年比 30%減となっている。

5 今後の取組

九都県市首脳会議の各自治体は、本報告書を踏まえ今後も協力し、居所不明児童生徒対策のさらなる徹底に努める。

さらに、都県教育委員会は、都県下の自治体の教育委員会に対し、居所不明児童生徒対策の周知と、各自治体の取組の支援に努める。

また、これらの実践事例について、全国の自治体へも、情報発信していくよう努める。

人口減少社会に対応した郊外部のまちづくり検討会 検討概要

1 検討会設置に至る経緯

首都圏では、遅くとも平成32（2020）年には人口のピークが訪れ、以降、総人口は減少していくことが予測されている。

とりわけ、生産年齢人口は一貫して減少し、平成12（2000）年には約2,940万人であった生産年齢人口が、平成62（2050）年には約1,980万人と、50年間で1千万人近くも減少すると予測されている。

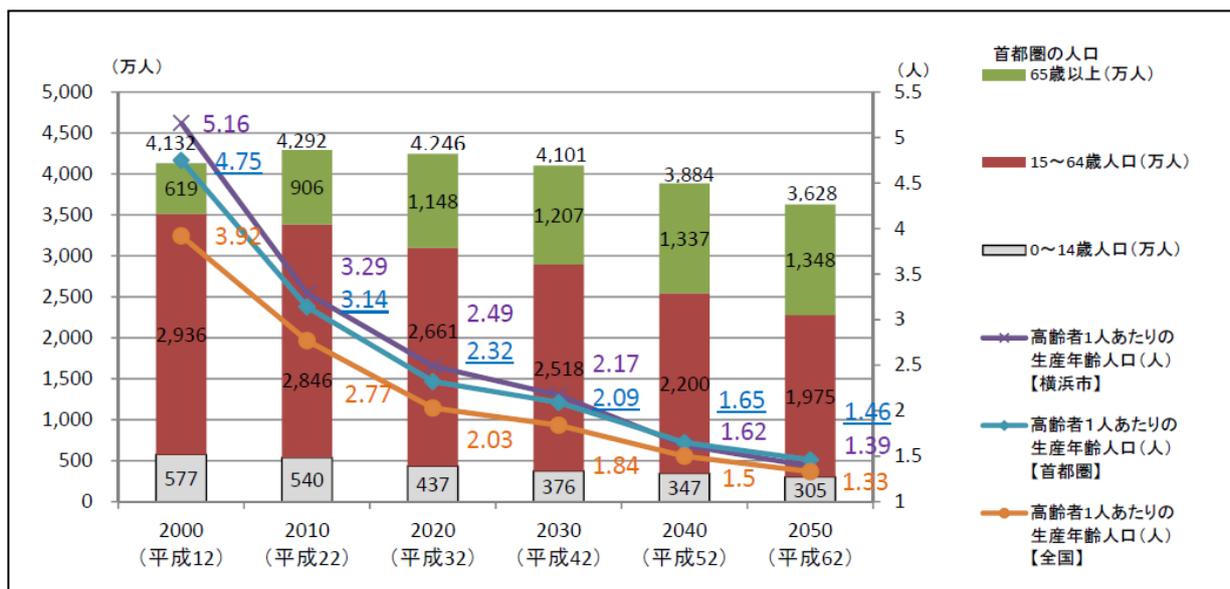
一方、高齢人口は、約620万人から約1,350万人と、2倍以上増加するため、高齢者1人を支える生産年齢人口は、4.75人から1.46人と、約1/3になることが予測され、社会保障費の増加などによる財政面への影響も懸念される。

少子高齢社会の進行は、今後、全国と比較しても首都圏において急速であることが予想され、特に郊外部の多くの住宅地や大規模団地において、空き家・空き店舗の発生や、医療・福祉機能の不足、活力の低下等の課題が現れつつあり、今後、大きな課題となっていくことが考えられる。

また、人口減少に伴う郊外部の地域コミュニティの衰退や、高度経済成長期に急速に整備された多くの大規模団地の高経年化等についても、大きな課題となっていくことが考えられる。

第62回九都県市首脳会議において、今後の人口減少・少子高齢社会の進行を踏まえた郊外部のまちづくりに関して、諸課題の共通認識を深め、解決に向けた取組事例の情報共有などに向けて、首都圏連合協議会において検討することとした。

図：首都圏の人口の年齢別長期予測と高齢者1人あたりの生産年齢人口



出典：〈首都圏人口〉国土審議会政策部会長期展望委員会「国土の長期展望」中間とりまとめ資料（国土交通省国土計画局）、〈全国の人口データ〉国勢調査及び「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）（全国）」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に作成

2 本検討会における郊外部の定義

本検討会において「郊外部」とは、例えば、東京駅や新宿駅といったJR山手線の主要駅を中心とする10～50km程度の圏域又はこれらの主要駅までの通勤時間距離が1～1.5時間程度の圏域において、高度経済成長期に集合住宅団地、戸建住宅地を中心として、大量の人口流入を受け止め、都民・県民・市民の居住の場として機能を果たしてきた地域をいう。

3 九都県市における郊外部の状況

- ・ 首都圏全体の人口は、高度経済成長期の昭和30～40年代に急速に増加したが、平成22(2010)年をピークに減少に転じている。
- ・ 高齢化率が急激に上昇する。特に、市区*町村圏域で見ると、多くの地域で高齢化率が30%超の状況となる(平成52(2040)年)。

※ここでの区は、政令指定都市の行政区を指し、東京23区は含まない。

- ・ 各九都県市においては、時期の違いはあるが、人口減少に転じる見込み。
- ・ 各県は既に人口減少期に入っており、各政令市(川崎市を除く)・東京都も平成27(2015)～32(2020)年をピークに、人口減少期に入る見込み(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」による)。
- ・ 同一都県市の内においても、市区町ごとに状況が異なり、人口増加が当面続く市区町もあれば、既に人口減少が進む市区町もあり、その傾向には乖離が見られ、一部の人口減少の郊外の市区町の存在が、顕在化してきている状況。
- ・ 特に、人口増加が見込まれる川崎市においても、人口減少期の区部が見られる状況。

⇒九都県市の共通事項としては、既に人口減少期の区域を抱えており、そのような区域を想定しながら、人口減少に対応したまちづくりへの対応を図っていく必要に直面している。

4 九都県市における郊外部の課題(共通事項)

- ・ 郊外部の多くの住宅地や大規模団地において、適正に管理されていない空き家・空き店舗の発生により、まちの景観や防災・防犯性の悪化が懸念されること。
- ・ 高齢者が急激に増加することに伴う、医療・介護機能が不足する懸念があること。
- ・ 生産年齢人口が減少することにより、まちづくりの担い手が不足し、地域における活力が低下すること。
- ・ 人口減少により市街地の空洞化が進展すること、人と人のつながりの希薄化により地域コミュニティが衰退すること。
- ・ 高度経済成長期に急速に整備され、高経年化しつつある大規模団地の建替えなどの団地再生が必要であること。

5 九都県市としての今後の取組の方向性(考え方)

I 人口減少社会におけるまちづくりの全体方針

(1) 中長期的な人口減少社会を踏まえた集約型のまちづくり

ア 平成25(2013)年現在では、都県域又は市域全体では、人口増加傾向も見て取れ

るが、郊外部の区域・地域では局所的に人口減少が既に進んでいること、あるいは今後急速に進んでいくことに留意。

イ 特に、郊外部での人口減少・急速な高齢化、地域活力の低下、空き家の発生が想定されるため、住み替え、空き家の利活用、空き家の空地化、緑地化等様々な誘導手法により、駅や主要なバス停を核としたコンパクトなまちづくりを進めるとともに、そのネットワーク化を図っていくことが必要。

ウ このことにより、市街地の空洞化を未然に防止し、活力ある郊外部を形成していくことが必要。

(2) 鉄道・バス等の公共交通を基軸とした徒歩生活圏の充実・形成

ア 首都圏の中で、鉄道・バスを中心とした公共交通ネットワークを基軸としながら、市域・都県域を超えた、鉄道沿線別で病院や市民利用施設などの都市機能の配置、機能分担を図り、効率の良いまちづくりを進めることが必要。

イ 例えば、駅から1～1.5km圏、主要なバス停から300～500m圏といった、徒歩生活圏の充実に向け、段階的な集約化を図ることが必要。

II 次世代型のまちづくり

(1) 郊外部のまちづくりを進めるに当たって、行政だけではなく、多様な主体と連携した取組の推進

<多様な主体の例>

* 鉄道事業者、バス事業者、UR都市機構、住宅供給公社、学校、NPO、自治会町内会、社会福祉協議会等団体、コンビニ・スーパーマーケット、企業、地元商店会、住民等

(2) 鉄道駅から離れた、郊外住宅地の主要なバス停を核とし、商店・コンビニ等の生活支援施設やコミュニティ施設、休憩場所等を配置し、歩いて暮らせる徒歩生活圏の充実

(3) 多世代が安心して暮らし続けられる、大規模集合住宅団地・戸建住宅地の再生

ア 多世代の近居・交流を促進し、子育て支援、高齢者の見守り等の充実した、地域コミュニティを形成。

イ 空き家・空き店舗等を活用した、高齢者福祉・子育て支援施設の立地による団地・住宅地の再生。

ウ コミュニティビジネスの創出など、雇用の場を確保しつつ、地域経済の循環を創出。

(4) 医療・介護の連携システムなど、超高齢社会に対応した新たなシステムの開発、導入

(5) 都市インフラ・ストックの老朽化等への対応

ア 公共施設のマネジメントとして、施設転用・複合化、他施設との統廃合、近隣・隣接市連携を推進し、効率の良い施設配置、施設利用を推進。

イ 地域資源を活用した地域全体のイノベーション、公共インフラ等の利活用の推進。

6 今後の取組

各都県市において、少子高齢化等の地域の状況に合わせて、検討会で取りまとめた郊外部のまちづくりの方向性や取組事項を参考としていく。

子どもの笑顔を守る共同宣言推進検討会 検討概要

1 共同宣言とその趣旨や背景を各都県市ホームページへ掲載

九都県市首脳会議において「子どもの笑顔を守る」という強い決意のもと、共同宣言したことを各都県市ホームページへ掲載し、普及に努める。

次の掲載文例を平成25年9月1日以降、速やかに掲載し、平成26年3月31日までの間、掲載を継続することとした。

第63回九都県市首脳会議において、社会問題となっている虐待やいじめから子どもを守り、次代を担う子ども一人ひとりが、笑顔で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて「子どもの笑顔を守る」という強い決意を九都県市で共有するとともに、その姿勢を社会全体に発信するため、次のとおり共同宣言を行いました。

九都県市の各都県市が実施する虐待やいじめの防止等に向けた取り組みに合わせ、この共同宣言を発信したことについてPRし、社会全体で虐待やいじめの根絶に向けた取り組みを推進するという意識の醸成に努めるとともに、各都県市における虐待やいじめの防止等に向けた取り組み状況に関する情報交換を行うなど、虐待やいじめから子どもを守る取り組みの更なる充実を図ってまいります。

子どもの笑顔を守る共同宣言

すべての子どもがスポーツ活動や文化活動などをとおして、夢と希望を持ち、輝かしい未来に向かっていきいきと健やかに成長していくことは、社会全体の切なる願いです。

現在、社会問題となっている虐待やいじめから子どもを守り、次代を担う子ども一人ひとりが、笑顔で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、次のとおり宣言します。

- 1 子どもは社会の財産(たから)**
子どもは、社会の一員としてかけがえのない存在であり、その健やかな成長を社会全体で支えます。
- 2 子どもに寄り添う**
子どもが常に大人に見守られていることを実感できるよう、子どもの気持ちを理解し、大人と子どもが向き合い信頼し合える社会にします。
- 3 子どもの豊かな心を育む**
子どもが自分自身を大切にするとともに他者を思いやり、自分らしく生きる力を育みます。
- 4 虐待・いじめは許さない**
家庭、学校、地域、行政等が連携し、虐待やいじめの根絶に向けた取り組みをさらに進めます。

平成25年5月15日

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	猪瀬直樹
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市市長	林文子
	川崎市市長	阿部孝夫
	千葉市市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫

※ 九都県市首脳会議の構成員、会議の目的等や第63回九都県市首脳会議における子どもの笑顔を守る共同宣言に関する意見交換の状況については、九都県市首脳会議のホームページで確認できます。

[九都県市首脳会議ホームページ\(外部リンク\)](#)

2 各都県市が実施する虐待やいじめの防止等に関する取組に合わせた共同宣言のPR

各都県市において、11月の児童虐待防止月間などの機会を捉えて実施する虐待やいじめ防止等に関する各種イベント、啓発活動等の取組に合わせ、共同宣言を発信したことをPRし、社会全体で虐待やいじめの根絶に向けた取組を推進するという意識の醸成を図る。

PRの仕方として、虐待やいじめの防止に関する啓発活動として作成するポスターや各種イベントのチラシの一部に次のようなPR文を掲載することとした。

例1 「子どもの笑顔を守る共同宣言」を九都県市で推進しています。

例2 子ども一人ひとりが笑顔で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）は「子どもの笑顔を守る共同宣言」を発信しています。

※啓発チラシへのPR文掲載例を次ページに掲載。

（事例＝相模原市「児童虐待防止推進月間」チラシ）

3 各都県市の虐待やいじめの防止等に向けた取組に関する情報交換

各都県市において実施している虐待やいじめの防止等に向けた取組に関する情報共有を図り、各都県市における取組の充実を図ることを目的として、虐待やいじめの防止等に向けた取組に関する調査を行い、情報交換を行った。



さしのべた その手がこどもの 命綱
11月は児童虐待防止推進月間です



すべての子どもが夢と希望を持ち、輝かしい未来に向かって、生き生きと健やかに成長していくことは、社会全体の願いです。子どもの心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす児童虐待から、子どもを守りましょう。



オレンジライトアップ
 ウェルネスさがみはらを、児童虐待防止推進のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップします。
 【期間】11月5日(火)～11日(月)
 午後5時～8時

児童虐待とは、

- 身体的虐待** 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、濡れさせる など
- 性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- 心理的虐待** 言葉による脅し、無視、さよふたいでの差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティックバイオレンス:DV) など



オレンジリボンキャンペーン
 児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを、街頭啓発や各区子ども家庭相談課、子育て支援講座、その他月間期間中の各種イベント等で配布します。
 【街頭配布】日時：11月7日(木)午後5時～6時
 場所：相模大野駅周辺

「虐待かも…」と感じたら、迷わず電話してください。
 通告(相談)は匿名でもお受けいたします。実名で通告(相談)した場合も、通告(相談)した人の名前などが他に漏れることはありません。

子育て支援講座

「出辭です!子育て家庭を応援する地域のチカラ」
 子育て当事者の立場から「おやこの広場」を立ち上げ、地域で活動されている奥山先生のお話です。
 日時：11月18日(月)午後2時～4時30分
 場所：相模原南市民ホール
 講師：奥山 千鶴子氏(NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長)
 定員：200名(申込順)
 申込：緑子ども家庭相談課(042-775-8815)へ電話で申し込み
 ※未就学児(1歳以上)の保育あり(申込時に要予約)



■児童虐待通告(相談)窓口

担当窓口	電話番号
緑子ども家庭相談課	042-775-8815
中央子ども家庭相談課	042-769-9221
南子ども家庭相談課	042-701-7700
児童相談所	042-730-3500

時間：午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

■24時間通告(相談)窓口 ※年中無休

担当窓口	電話番号
子ども虐待110番	042-730-3511

九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市)は、「子どもの笑顔を守る共同宣言」を採択しました。虐待やいじめから子どもを守り、笑顔で安心して暮らせる社会をめざします。

PR文掲載例

九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市)は、「子どもの笑顔を守る共同宣言」を採択しました。虐待やいじめから子どもを守り、笑顔で安心して暮らせる社会をめざします。

生活扶助基準の見直しに伴う他制度に生じる影響等についての報告（概要）

1 現状及び背景

- ・生活扶助基準の見直しについて、平成25年8月から3年程度をかけて段階的に実施し、670億円を削減する。
- ・生活扶助基準は、就学援助や個人住民税の非課税限度額の算定など様々な他制度においても基準として採用されている。
- ・国は、直接影響を受け得る国の制度について対応方針を示し、また、地方単独事業についても、国の取組の趣旨を理解した上で、各自治体で判断するよう依頼した。

2 生活扶助基準見直しによる影響等検討会での取組

(1) 検討会の開催

【第1回】 平成25年7月19日（金）

- ・九都県市共同による事前調査を踏まえた、生活扶助基準を採用している他制度の状況及び今後の進め方について

【第2回】 平成25年8月26日（月）

- ・意見照会を踏まえた、他制度に生じる影響及び課題についての確認

(2) 九都県市による調査の実施

生活扶助基準を採用している他制度数は、九都県市全体で、国の制度が96制度、地方単独の制度が217制度あった。

(3) 影響及び課題の整理

ア 他制度に生じる影響について

○生活扶助基準の見直しの影響

- ・生活保護世帯から非課税世帯等へ移行した場合は、自己負担が生じる、あるいは助成金等が減少する。
- ・生活保護廃止により、新たに国民健康保険等の制度の対象となり、制度利用者が増加する。また、低所得者を対象とした保険料軽減制度利用者が増加する。
- ・生活扶助基準を踏まえ基準を定めている制度について、基準見直しに伴いその影響が生じる。

○生活扶助基準の見直しの影響が他制度に及ばないように対応した場合の影響

- ・制度利用者の負担が生じないよう、あるいは助成額が減らないよう財源の措置が必要。

イ 上記「ア」の影響等を踏まえた課題の整理について

○現在示されている国の対応方針に係る課題

- ・国の対応方針は、生活扶助基準の見直しの影響を受けないようにするものと、生活扶助基

準に連動させるものがあり、その判断基準が不明確である。

- ・国は地方自治体の判断次第で生活扶助基準の引下げの影響を与えないことが可能としており、財源の措置等を明確にしないまま、判断を地方に委ねている。

○制度を継続した場合の財政負担に係る課題

- ・地方が利用者の自己負担を上乗せで軽減している制度や生活保護受給者を制度の適用除外としている給付制度について、地方の負担が増加する。

○平成 26 年度以降の課題

- ・国の対応方針は平成 25 年度の対応方針となっており、それ以降の対応について不明確
- ・生活扶助基準の見直しに伴い非課税限度額を見直した場合は、大きな影響が生じる可能性があり、その際は課税世帯が増えることへの対応が課題である。
- ・生活扶助基準に基づき認定基準等を定めている制度について、見直しに従い、認定基準を引き下げるべきか否かを検討する必要性が生じる。
- ・国の対応方針に従い、利用者に影響が出ないよう基準等を据え置いた場合、継続して支援するだけの根拠を明確にする必要性があり、また、財源の措置などの課題が生じる。

5 検討結果のまとめ

九都県市共同による調査・検討を行い、生活扶助基準を採用している他制度は、国の制度が 96 制度、地方単独の制度が 217 制度あり、とりわけ地方単独の制度については、多岐にわたる制度に影響が出る可能性があることを確認するとともに、生活扶助基準の見直しによる影響と課題について、調査の結果や国の対応方針、通知などを踏まえ整理を行った。

影響や課題について整理したところであるが、今般の見直しが実施された平成 25 年 8 月 1 日時点においては、生活保護受給世帯でなくなることにより影響を受ける世帯は極めて少数であった。また、就学援助制度、国民健康保険料や一部負担金の減免制度など、生活扶助基準を用いてそれぞれの制度の認定基準にしている制度についても、現時点で把握している状況では、その影響は少ないと思われることが確認できた。

こうした状況から、現時点で国に対して緊急的に働きかけることは行わないものとし検討会としての取組は終了するが、今後、非課税限度額などの見直しによる他制度への影響が懸念されることから、今後も引き続き、国の動向を注視しながら各都県市で対応を進めるとともに、その状況等について必要に応じて情報交換等を行い、適切な対応を図っていくこととする。

